

技能章の 指導と考査の手引



ib - SCOUTING
for Masters

1. 技能章（選択課目）について

1 技能章とは

創始者ベーデン・パウエル卿は、「技能章の目的は欠点を直すことを助け、性格と肉体的健康を増強することにある」また、「技能章のねらいは、少年たちが興味を持つ問題を自分で学ぶよう励ますことである」と述べられています。

技能章は、スカウト活動を支える「班制教育」と並ぶ二本柱である「進歩制度」の中の選択課目に属するもので、ボーイスカウト・ベンチャースカウトを対象にしており、基本的にスカウト自身の興味や特質に応じて自由に選択し取得ができます。それは、スカウト自身の時間を有効に活用しながら技能を取得し、知識を深め、個性を伸ばす中で新たな可能性を発見することでもあるのです。そして、その技能が色々な生活場面で自分自身や多くの人達の役に立ち、さらに社会人として職業を得る時の大きな要素や趣味となり、人生にとって大きな役割を果たすことができるよう望んでいるのです。

技能章の課目は、ボーイスカウト・ベンチャースカウトとも共通であり、社会生活に役立つもの、文化的なもの、スカウティングに関するものなど幅広い分野に設定されており、そのレベルはそれ相応の高度なものとなっています。取得するための審査を受けることができるのは、ボーイスカウトとしての基礎を学んだ後の2級スカウト以上となっています。また、技

能章課目の中には、ボーイスカウトでは取得が難しいものもありますが、ベンチャースカウトでのプロジェクトに大きく関与していくものでもあります。

スカウトの進歩制度では、全ての課目の指導と審査は、隊長の責任の下で行われますが、技能章については、その指導は隊長以外に必要なに応じて県連盟または地区より委嘱を受けた技能章指導員があたることで、そして、その審査については一部の技能章を除いて（**8**参照）、県連盟から委嘱された技能章審査員が行うよう定められています。スカウトは、このような仕組みの下でスカウト技能の充実を目指すこととなります。

2 選択課目としての技能章

新たな進級課程の選択課目は、従来のターゲットバッジ・マスターバッジは廃止され、全て「技能章」となります。この改正は、従来の意図するところに加え、スカウトが技能を修得することを旨とし、技能章審査員による認定だけでなく、所属隊長の認定による技能章を追加（一部従来の技能章細目を見直し隊長認定技能章へ変更）し、スカウト技能の充実を目指すことにあります。

技能章一覧

2019.04.01 現在

* は、隊長認定の技能章

1 野営章*	22 園芸章	43 珠算章	64 わら工章
2 野営管理章	23 演劇章	44 消防章	65 アーチエリー章
3 救急章	24 音楽章	45 信号章	66 オリエンテーリング章
4 野外炊事章*	25 絵画章	46 森林愛護章	67 カヌー章
5 公民章*	26 華道章	47 洗濯章	68 自転車章
6 パイオニアリング章	27 茶道章	48 測量章	69 スキー章
7 リーダーシップ章*	28 写真章	49 測候章	70 スケート章
8 ハイキング章*	29 書道章	50 鳥類保護章	71 漕艇章
9 スカウトソング章*	30 竹細工章	51 釣り章	72 登山章
10 通信章*	31 伝統芸能章	52 溺者救助章	73 馬事章
11 計測章*	32 文化財保護章	53 電気章	74 パワーボート章
12 観察章*	33 木工章	54 天文章	75 ヨット章
13 水泳章	34 安全章	55 土壌章	76 武道・武術章
14 案内章	35 沿岸視察章	56 農機具章	77 環境保護章
15 エネルギー章	36 家庭修理章	57 農業経営章	78 報道章
16 介護章	37 環境衛生章	58 簿記章	79 薬事章
17 看護章	38 コンピュータ章	59 無線通信章	80 防災章
18 手話章	39 裁縫章	60 有線通信章	81 情報処理章
19 世界友情章	40 搾乳章	61 養鶏章	82 情報通信章
20 通訳章	41 自動車章	62 養豚章	83 ネットユーザー章
21 点字章	42 事務章	63 ラジオ章	84

● 技能章取得の基準

1. 2級スカウトから取得可能。
2. 1級と菊の細目の技能章および公民章は、隊長の認定で履修できる。
3. 必要に応じて新設技能章を増やすことができる。
4. 資格検定については、中・高校生年代で修得可能な基準を章ごとに定める。

選択課目が全て「技能章」となるということは、今後は技能章の指導や考查の機会が増えるということです。隊長認定の技能章も設置されましたが、多くは従来通り考查員による考查・認定が必要です。地区進歩担当委員会では、第2章以降の指導・考查体制の整備・充実が早急に求められます。

3 各進級章に必要な技能章

2017年9月の進歩制度の改定により、ボーイスカウト部門の選択課目は「技能章」に統合され、引き続きベンチャースカウト部門でも修得できるようになりました。また、内容も見直されて10の技能章が新設され、従来の技能章の考查・認定が、考查員から一部隊長が行えることとなりました。

技能章名称	考查員認定	隊長認定	1級 ●	菊 ●	隼 ●	富士 ●
1 野営章		○		○		
2 野営管理章	○					○
3 救急章	○				○	
4 野外炊事章		○		○		
5 公民章		○				○
6 パイオニアリング章	○				○	
7 リーダーシップ章		○		○		
8 ハイキング章		○	○			
9 スカウトソング章		○	○			

● 隊長認定として新設する技能章

技能章名称	考查員認定	隊長認定
10 通信章		○
11 計測章		○
12 観察章		○

※ふちの色の違いについて

新たな技能章のふちの色は2種類（赤、緑）とし、進級に必要な技能章のふちは赤色（右図上）、自由に選択できる技能章のふちは緑色（右図下）とする。



野営管理



通信

4 その他、既存の技能章

既存の技能章についても、細目の内容や取得状況を考慮して、内容の改定ならびに廃止・新設を行います。これらの技能章の考查細目は、教育規定「技能章」の項に示されます。なお、少年たちの興味や関心は、時代と共に変化し、多様化しています。それに対応して、今後、技能章の種類は増加するとともに課目の内容（つまり考查細目）も定期的に見直されて、一層充実するものと考えられます。

5 技能章の種類と課目

技能章は、日本連盟教育規定7-63-1により、2019年4月1日現在、前ページにある83種が設定されています。

6 考查基準

今回の改定より選択課目は技能章に一本化されました。その中で、改定前までの技能章考查方法から変更されたこととして、考查員認定ではなく、隊長認定の技能章を9個設定したことがあります。理由としては、スカウトが班・隊活動および各種プログラムをより高度に楽しく展開できるため、スカウト活動・プログラムに必要である基本的技能、知識を深められるよう設定いたします。

今までの技能章の概念を一部変更することにはなりますが、基本的スキルの充実を隊長認定としたうえで、現行技能章を考查員認定として残します。元々の技能章の目的である、スカウト自身の興味や特質に応じて自由に選択・取得することができ、知識や個性を伸ばし、その技能が自分自身や多くの人たちの役に立ち、さらに社会人として職業を得る時の大きなきっかけや趣味となり、人生にとって大きな役割を果たすことができることは今までと変わりありません。

7 隊長認定による技能章

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 野営章 | (2) 野外炊事章 |
| (3) 公民章 | (4) リーダーシップ章 |
| (5) ハイキング章 | (6) 通信章 |
| (7) 計測章 | (8) 観察章 |
| (9) スカウトソング章 | |

隊長認定の技能章は、スカウト活動における基本的な技能、知識を基に設定されています。進級課程にある各細目と同じ細目が多く設定されていることから、プラス2～3細目で修得可能な技能章もあります。隊長として上手にスカウトを導きながら、隊長認定技能章はすべて修得できるように指導してください。

考查の基準に関しては、進級課程細目同様に基準ラインは細目の字句を確認のうえ、スカウトの取り組み度合い（姿勢と努力）、それに達成度合いを隊長としてスカウトそれぞれをよく観察しコミュニケーションをとりながら、適切なアドバイ

イスをして達成させることが隊長としての責務であります。

P.7の図1-2を参照してください。

8 審査員認定による技能章

審査員認定技能章の審査に関しては、現行の通りですので、P.7の図1-1及びP.22～24を参照してください。

9 技能章課目の指導から技能章の授与まで

スカウトが、ある技能章を取得したいと希望してから、技能章を授与されるまでの手順を示しますと、次のとおりとなります。

① 計画をたてる

スカウトは自ら取得したい技能章を選び、いつどのようにしてそれを取得するか計画をたてる。必要に応じて隊長から指導と助言を受ける。

② 取り組む

その技能章課目の審査細目をよく理解して、必要な技能を身につけたり、調べて理解する。この段階で技能章指導員による指導や助言が大きな力となる。

③ 審査を受ける

技能章課目の各審査細目について、その基準に到達しているかを技能章審査員によって確認してもらう。

④ 記章をつける

技能章審査員より、審査結果の報告を受け、隊長から技能章を受け取り、着用する。

下図1-1、図1-2は、隊長を中心にした技能章の指導と審査を進める上での関連や手順を図示したものです。図1-1は審査員が審査をする場合、図1-2は、隊長が審査をする場合の流れです。これによって、技能章課目の指導から技能章の授与までの手順が理解できます。

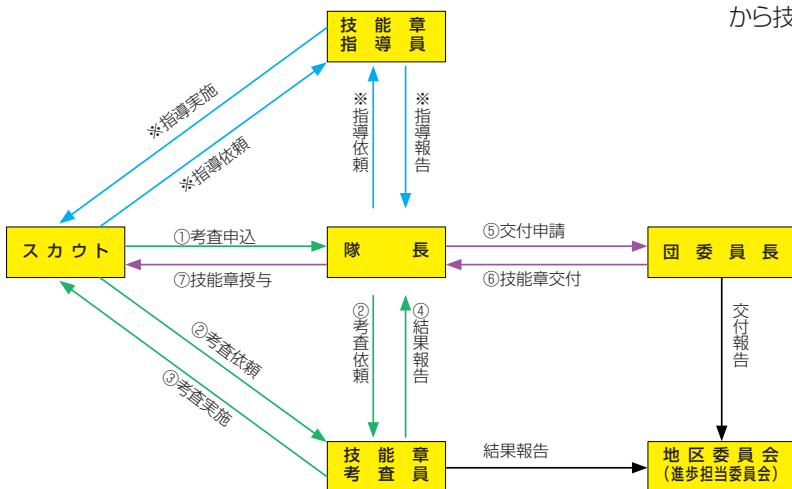


図1-1 技能章の指導と審査員による審査の手順

○技能章の指導

いずれの場合も、スカウトに対して、隊指導者もしくは技能章指導員が行う。

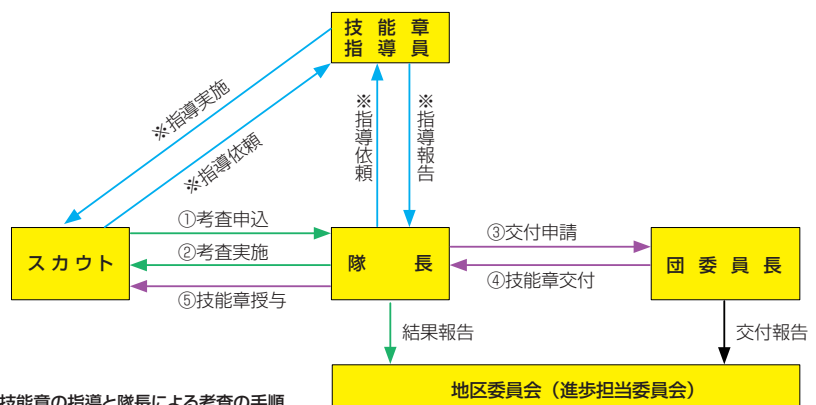


図1-2 技能章の指導と隊長による審査の手順

2. 技能章指導員と技能章審査員

1 技能章指導員と技能章審査員の役割

技能章課目が幅広い分野にわたり、その内容も専門的なものとなっているところから、技能章ごとに専門家に技能章指導員や審査員をお願いして、スカウト達に、技能習熟の手ほどきや、審査を実施していただく仕組みについてはすでに述べたとおりです。

また、教育規定では、それぞれの役割、資格、委嘱の手続き等について次のように定めています。

4-23 技能章指導員	技能章指導員は、プログラムの特定部門について、専門知識を有し、その課目を通じてスカウトと接触することが適している者のうちから、理事会（地区を有する県連盟は地区委員会）の議を経て、理事長（地区を有する県連盟は地区委員長）が委嘱する。
4-22 技能章審査員	技能章審査員は、技能章の審査について専門知識を有する者のうちから、理事会の議を経て連盟長が委嘱する

ここではまず、技能章指導員と技能章審査員の相異点と両者のかかわりについて説明してみましょう。

(1) 「指導」と「審査」の役割分担

技能章指導員は、示された審査細目について、審査に合格できる能力を備えさせるのが役目であるのに対して、技能章審査員は、スカウトの能力を確認して、審査の可否を判定するという異なった役割りをもっています。しかし、両者は審査細目と審査の基準を通じて表裏一体の関係にあります。

(2) 技能章審査員は不可欠の存在

課目の審査は、スカウトの進歩にとって絶対的な要件です。

技能章の場合の審査は、必ず隊長（隊長認定のものに限る）もしくは技能章審査員の手を経なければなりません。その意味では、技能章審査員は欠くことのできない存在です。

これに比べて、技能章課目の指導については、必ずしも技能章指導員によらねばならないということはありません。技能章指導員として委嘱していない専門的知識・技能をもっている人によってなされる場合もあります。また第三者を得ないで、スカウト本人の努力によって技能を習得する場合もあります。従って技能章指導員は必要に応じてその役割りを果たすということになります。

(3) 技能章審査員は県連盟の奉仕員

前項の関係で、審査の責任をもつ技能章審査員の配置と審査基準の維持については、県連盟の責務となっています。従って技能章審査員は、県連盟の奉仕員ということになります。

(4) 技能章指導員と技能章審査員の兼務

技能章課目の「指導」と「審査」とは全く別個の役割りですが、同一人が両方の役割りを兼ねて果たすことができるならば、技能章指導員と技能章審査員を兼務することは可能です。むしろそのことが望ましい場合が多くあります。例えば、審査基準を維持する限りにおいて、課目を指導する過程で審査を完了するのが自然な技能章もあります。同種の技能章指導員と技能章審査員を全く分離して委嘱するという考え方は審査の効率や人材の活用などの面から現実的ではないかもしれません。

2 技能章指導員・考査員の確保

今まで技能章は、富士章や隼章に進級するためのもの様になってしまいましたが、今回の改定ではターゲットバッジのようにごく身近な選択課目となりました。

そのため、地区や県連盟の進歩担当委員会では、その指導・考査の環境をこれまで以上に整備・充実させること喫緊の課題となります。技能章指導員・考査員の更新時期に向けて整備を始めてください。

(1) 技能章指導員・考査員の資質

さて、どのような人が技能章指導員あるいは技能章考査員として適任でしょうか。技能章指導員・考査員に求められる資質を右（ピンクの囲み）にあげます。

(2) 技能章指導員・考査員の人選

技能章指導員の委嘱を促進することは、地区の進歩担当委員会の重要な役割です。

また、技能章考査員は県連盟で考査網を整備するのが一般的ですが、実際には、人選は技能章指導員の場合と同じ方法で、各団と地区の進歩担当委員会との間で進めることが自然でしょう。

これらの方々は、ボーイスカウト運動に対する協力者であり、また、地区に在住する有能な方々であるだけに、委嘱を促進するにあたって、依頼が必要です。

①各団からの推薦

スカウトが技能章の指導や考査を受けやすくするには、各団で技能章指導員や考査員の適任者をさがしてもらって、団委員長から地区の進歩担当委員会に推薦してもらうのが、実際のやり方です。また、必要によっては、進歩担当委員会が適任者をリストアップして、人選にあたる必要があります。

地区の進歩担当委員会は、適切な技能章指導員や考査員の人数を確保するために、その推薦を受けるに際して、各団に右（黄色の囲み）のことを十分周知しておかねばなりません。

また、そのためには、地区の参考となる情報を各団に提供する必要があります。

それは、技能章指導員や考査員の人数が、スカウトの技能章取得のニーズにある程度適合していないと、われわれの協力者である技能章指導員や考査員に過度の時間的負担をかけることになったり、逆に、指導や考査を希望するスカウトがなかつたりして礼を失することになるからです。

技能章指導員や考査員を各団より推薦してもらうには、付表 1(P.16)の「技能章指導員・考査員の推薦について（お願い）」を参考に、これに類するリーフレット等を作成して活用するとよいでしょう。この段階では、あらかじめ本人に就任の承諾を得ておく必要はありません。

① 担当する技能章課目について、専門的知識を有すること

技能章課目の考査細目を正しく理解して、スカウトに技能修得の手ほどきができる能力があるか、または、考査の可否の判定を判断できる能力があることを意味します。

各技能章別のみで技能章指導員・考査員に期待される資格要件の標準を P.8 以降に示します。

② 担当する技能章課目を通じて、スカウトと接触することに適していること

このことは、スカウト指導の一分野をゆだねて、協力していただくことから当然のことでしょう。

③ 少なくとも、18 歳以上であること

④ 必ずしも加盟員でなくてもよいこと。また、スカウトの経験がなくてもよいこと。

加盟員である隊指導者、ローバースカウト、あるいは団委員に技能章指導員や考査員をお願いするばかりでなく、スカウトの両親はじめ、地域の協力者の中から専門的な技能や知識をもった適任者を加盟員以外から幅広く求めることが必要です。例えば、近所の自転車店の主人には「自転車章」、クリーニング店経営のカブスカウトの父親には「洗濯章」、柔道 2 段のボーイスカウト隊長の友人には「武道・武術章」、近くの消防署にお願いして「消防章」の指導員か考査員をといったようにお願いします。

※ 地区のない県連盟は「地区」を「県連盟」に読み替えて下さい。

- 各技能章課目の内容を熟知すること。
- 技能章指導員については、おくことの必要の度合を明示すること。
(学校や私塾の先生、クラブ活動の指導員、スカウトの両親など、ことさらに技能章指導員を委嘱しなくてもよい技能章もある)
- 各技能章について、スカウトたちの取得のニーズを勘案すること。
(過去の技能章交付実績が参考になる。しかし、その数にこだわりすぎないこと)
- ひとりが担当する技能章の数は、1 課目を原則とすること。
(多くとも 3 課目程度)
- 技能章指導員や考査員は、県及び地区内のスカウトのために奉仕する人たちであること。
(その団にのみ属するものでないことを認識してもらうこと)
- その上で、技能章指導員や考査員に求められる資質を満たしていること。

②地区の進歩担当委員会での人選

推薦する団としては、スカウトたちのために、できるだけ多く、身近に技能章指導員と考査員を配置したいという希望があるでしょう。他方、地区としては協力者に無理のない範囲で適切な人数にとどめて、有効に人材を活用したいと考えるでしょう。

これを調和させるのが、地区の進歩担当委員会の大きな責務です。このことをうまく進めるには、最初から多数の技能章指導員と考査員をおくのではなく、必要により、いつでも補充できる即応性のある仕組みにしておくことが肝要です。

地区の進歩担当委員会は、地区として必要とする技能章指導員と考査員について、各団または地区の進歩担当委員会より推薦された候補者をもって調整し、技能章指導員と考査員候補者を決定して、それについて、地区委員会で検討してもらうことになります。

※ 地区のない県連盟は、「地区委員会」を「理事会」、「地区委員長」を「理事長」に読み替えて下さい。

(3) 技能章指導員の委嘱

技能章指導員は、地区委員会の承認を得て、地区委員長が委嘱します。委嘱に際しては、地区委員長名で「技能章指導員委嘱状」(付表-2(1)参照 P.21)を準備して交付することをおすすめします。それによって、技能章指導員の方には、自分の専門分野を通じて、ボーイスカウト運動に参画する喜びをいっそう強く感じていただくことができるでしょうし、また、地区としても、協力の要請を実現できることとなります。この委嘱状は、できるだけ、地区の公の場や機会を利用して交付するのが効果的です。委嘱にあたっては、おたがいの責任を明確にするために、任期をはっきりさせることが大切で、2年ないし3年が適当です。

また、委嘱に対して、技能章指導員の就任承諾の意思表示を得ておくことも忘れてはなりません。例えば付表-3(P.22)のような「技能章指導員・考査員登録票」を団委員長を経由して、地区に提出してもらうようにすると便利です。

隊長認定の技能章については、他の技能章の取得と同じく、技能の指導を受けることのできる技能章指導員の委嘱について、県連盟・地区内での引き続きの取り組みをお願いします。

(4) 技能章考査員の委嘱

地区の進歩担当委員会は技能章考査員の候補者を選んだら、地区委員会の承認を得て、県連盟に委嘱の申請をします。この際、付表-4(P.23)の「技能章考査員委嘱申請書」の書式を利用するとよいでしょう。

県連盟の進歩担当委員会は地区より委嘱申請された技能章考査員の候補者について検討し、総合的に調整した上、理事会の承認を得て、連盟長の名をもって委嘱する作業を行います。県連盟は付表-2(2)(P.21)の「技能章考査員委嘱状」と事務局長名の「就任依頼状」を準備しておいて、地区に交付し、地区では技能章指導員の委嘱と同じやり方で、技能章考査員を委嘱してほしいものです。

委嘱にあたっては、県連盟として、技能章考査員の任期、就任承諾の確認などの手続きを明確にしておくことが大切です。また、付表-3(P.22)のような「技能章指導員考査員登録票」を本人から提出してもらって、地区で管理するのもよい方法です。

(5) 技能章指導員・考査員名簿の作成

スカウトが技能章課目の指導や考査を希望したとき、時宜を逸することなく対応するには、技能章指導員・考査員名簿を作成して、隊長・団委員長・進歩担当委員会など関係者に配布しておくことが必要です。

また、地区委員会、進歩担当委員会にとって名簿は、技能章指導員や考査員の全体を把握し、技能章指導員や考査員の補充・連携の強化などに有効に利用できる資料となります。名簿の整備は、地区の進歩担当委員会に欠かせない重要な仕事です。欠員とか、補充があった場合には修正して、常に役立つ名簿にしておきたいものです。(個人情報の取り扱いに注意が必要です)

以上述べてきたことを簡潔に図示したのが図2です。

(6) 技能章指導員・考査員の加盟登録

技能章指導員や考査員は、加盟登録を必要としません。(ただし、加盟登録を希望する人には、地区の申請により、県連盟を通じて、その手続きを行うことができます)

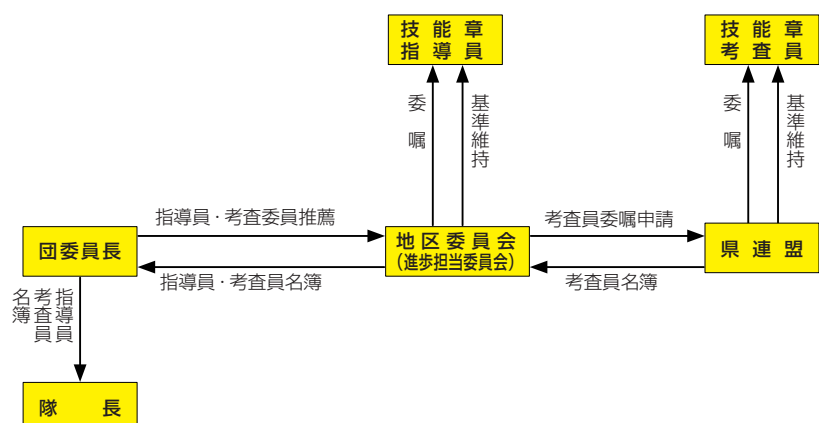


図2 技能章指導員・考査員と県連盟・地区との関係

技能章指導員・考査員の資格（茨城県連盟）

共通推薦条件	<p>●技能章考査に当たっては、各技能章の全ての細目に対応できる十分な知識と能力を有していることが基本であるので、下記に掲げる資格等を満たす者を候補者として推薦をする前に、各技能章の全課目を提示し対応できるか否かを確認すること。</p> <p>●推薦に必要な資格・能力を有する者は、申請書にその資格・能力を詳しく明記すること。</p>
--------	--

技能章名称		技能章指導員・考査員に求められる標準的な能力・資格等	その他事項
01	野営章（新）	隊長認定*（スカウトキャンプに熟練していること）	野営法研修会 STEP1 修了
	野営章（旧）	スカウトキャンプに熟練しており（A）、野営法研究会（Step2）を修了した者（B）、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者（C）。	（A&B） orC 同等以上の能力についてはその根拠を提示
02	野営管理章	スカウトキャンプに熟練しており（A）、野営法関連セミナーの講師になった者（B）、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者（C）。	（A&B） （BorC） 同等以上の能力についてはその根拠を提示
03	救急章	救急隊員（A）、または日赤救急員適任証を有する者（B）、もしくは救急医療に携わる者（C）。	AorBorC
04	野外炊事章	隊長認定（スカウトキャンプおよび野外料理に熟練している者）	
	炊事章	スカウトキャンプ（A）および野外料理に熟練している者（B）で、野営法研究会（Step2）を修了した者（C）。	（A&B） &C
05	公民章	隊長認定	
06	パイオニアリング章	ロープ結びに堪能（A）で、信号塔・台形橋脚・筏等の大型構築物の構造設計及び作業の安全管理ができ（B）、構築の指導の経験を有する者（C）	A&B&C
07	リーダーシップ章	隊長認定	
08	ハイキング章	隊長認定*（スカウトハイキングに熟練していること）	野外活動研究会 STEP1 修了
09	スカウトソング章	隊長認定	
10	通信章	隊長認定	
11	計測章	隊長認定	
12	観察章	隊長認定	
13	水泳章	指導員（A）または、水泳に堪能であり水泳章の各課目に精通している者（B）。	AorB
14	案内章	当該地域に長期間（5年以上）居住し（A）、その（考査する）地域の状況に精通している者（B）。	A&B
15	エネルギー章	エネルギー業務に従事しているか（A）、エネルギーについて専門知識を有する者（教員・研究者等）（B）。	AorB
16	介護章	介護福祉士（A）、または各種障害に応じた介護に携わっている者（特殊教育諸学校、福祉施設等に勤務している者）（B）か、それと同等以上の経験を有する者（C）。	AorB orC 同等以上の経験についてはその根拠を提示
17	看護章	看護師（A）、または、日赤看護法講習会を修了している者（B）。	AorB
18	手話章	手話に堪能である者。	指導ができるレベル
19	世界友情章	国際交流をコーディネートしている者。	
20	通訳章	英検2級以上（A）か英会話に堪能である者（B）。英語以外の言語については同等の語学力を有する者。	AorB 英語以外の言語を明示
21	点字章	点字を打つこと（A）と読むこと（B）に堪能である者。	A&B 指導ができるレベル
22	園芸章	園芸を職業とするか（A）、自家農園を有し園芸に精通している者（B）。	AorB
23	演劇章	演劇に堪能であり（A）、指導の経験を有する者（B）。	A&B

技能章名称	技能章指導員・考査員に求められる標準的な能力・資格等	その他事項
24	音楽章 音楽に堪能であり (A)、指導の経験を有する者 (B)。	A&B
25	絵画章 絵画に堪能であり (A)、指導の経験を有する者 (B)。	A&B
26	華道章 華道の指導にあたっている者	
27	茶道章 茶道の指導にあたっている者 (
28	写真章 カメラに精通し (A)、写真展などで入賞 (B)、または指導の経験を有する者 (写真連盟に所属していることが望ましい) (C)。もしくは写真撮影を職業にしている者 (D)。	(A& (BorC)) orD
29	書道章 有段者であり (A)、指導の経験を有する者 (B)。	A&B
30	竹細工章 竹細工を職業とする (A) か、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
31	伝統芸能章 伝統芸能について専門知識を有する者 (A)、および伝統芸能の保存に堪能な者 (B)。	A&B
32	文化財保護章 郷土研究家 (A)・社会科教員 (B)・県の文化財保護課 (C)・市町村社会教育担当 (D) の経験を有する文化財の保護に精通した者 (E)。	(AorB orCorD) &E
33	木工章 大工を職業にするか (A)、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
34	安全章 衛生管理者 (A)、もしくは防災関係の業務に従事 (B) しているか、精通している者 (C)。	Aor (BorC)
35	湾岸視察章 船舶業務に従事している者 (A)、または沿岸視察業務に堪能である者 (B)。	AorB
36	家庭修理章 日曜大工に用いる道具の使用に熟達している者。	
37	環境衛生章 環境衛生に精通している者。	
38	コンピューター章 基本情報技術者 (A) か、コンピュータ業務に従事し (B) 専門知識を有する者 (C)。	Aor (B&C)
39	裁縫章 裁縫を職業とする (A) か、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
40	搾乳章 搾乳業務に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)。	AorB
41	自動車章 自動車運転免許 (普通自動車以上) を保有し (A)、運転 (B) または整備 (C) 業務に従事している者 (2級整備士以上の資格を有すること) (D)。	A& ((BorC) &D)
42	事務章 各種の事務的なことに堪能である者。	
43	珠算章 珠算2級以上の資格を有し (A)、計算業務に堪能である者 (B)。	A&B
44	消防章 消防業務に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)、または防火管理者の資格を有する者 (C)。	AorBorC
45	信号章 信号を使用する業務に従事しているか (A)、信号に関して十分な知識を有する者 (B)。	AorB
46	森林愛護章 林業関係の職業に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)、もしくは森林インストラクター (C)。	AorBorC
47	洗濯章 洗濯を職業とするか (A)、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
48	測量章 測量を職業としている者 (A) で、測量士補以上 (B) か、2級建築士以上の有資格者 (C)。	A& (BorC)
49	測候章 測候業務に従事している (A) か、または測候に関して十分な知識を有する者 (B)。	AorB
50	鳥類保護章 鳥類保護員か (A)、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
51	釣り章 釣りに堪能 (A) で、課目指導・考査ができる者 (B)。	A&B
52	溺者救助章 溺者救助に熟達している者、(溺者救助員適任証を有していること)。	
53	電気章 工業高校電気科卒 (A)、または同等の能力を有する者 (電気工事、電気主任技術者であること) (B)。	AorB
54	天文章 天文に関する職業に従事している (A) か、または天文に関し十分な知識を有する者 (B)。	AorB

技能章名称		技能章指導員・考査員に求められる標準的な能力・資格等	その他事項
55	土壌章	農耕業務に従事している (A) か、農学について専門知識を有する者 (B)。	AorB
56	農機具章	農耕業務に従事している (A) か、農学について専門知識を有する者 (B)。	AorB
57	農業経営章	農耕業務に従事している (A) か、農学について専門知識を有する者 (B)。	AorB
58	簿記章	簿記検定1級以上の者 (A) であり、指導の経験を有する者 (B)。	A&B
59	無線通信章	第4級アマチュア無線技士以上の資格を有し (A)、交信経験が豊富である者 (B)。	A&B
60	有線通信章	有線通信の技術関係業務に従事している者。	
61	養鶏章	養鶏業務に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)。	AorB
62	養豚章	酪農業務に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)。	AorB
63	ラジオ章	工業高校電子科卒 (A) か、同等の能力を有する者 (ラジオに精通していること) (B)。	AorB
64	わら工章	わら工について堪能である者。	
65	アーチェリー章	地域のアーチェリー協会・連盟に加盟する者 (A) で、2級以上の資格を有する者 (B)。	A&B
66	オリエンテーリング章	OL協会のインストラクターの資格を有する者 (A)、または同等の技能経験を有する者 (B)。	AorB
			同等以上の能力についてはその根拠を提示
67	カヌー章	バッジテストB級以上の有資格者 (A) か、日本体育協会公認コーチ有資格者 (B)	A&B
68	自転車章	自転車の販売修理を職業にする者 (A)、または同等の能力を有する者 (B) でサイクリングに熟練している者 (C)。	(AorB) &C
69	スキー章	バッジテスト2級以上の資格を有する (A) か、スキーに堪能である者 (B)。	AorB
			「堪能」とは、バッジテスト2級相当の者
70	スケート章	バッジテスト2級以上の資格を有する (A) か、スケートに堪能である者 (B)。	AorB
			「堪能」とは、バッジテスト2級相当の者
71	漕艇章	船員 (A) またはそれに準ずる業務に従事する (B) か、海洋活動に堪能である者 (C)。	AorB orC
72	登山章	日本山岳協会 (A) または、日本山岳会 (B) 所属の会員である者 (C)。	(AorB) &C
73	馬事章	馬術に堪能である者。	
74	パワーボート章	小型船舶操縦士免許 (A) またはそれと同等の有資格者 (B) で、指導の経験がある者 (C)。	(AorB) &C
			同等の有資格についてはそれを提示
75	ヨット章	バッジテスト中級3級以上の資格を有する者 (A) で、指導の経験を有する者 (B)。(指導員以上の資格を有する者が望ましい)	A&B
76	武道・武術章	武道・武術の有段者 (A) で、指導の経験を有する者 (B)。	A&B
77	環境保護章	環境保全・保護や環境教育に精通している者。	
78	報道章	ニュース等の報道の経験を有する者。	
79	薬事章	薬剤師または医師である者。	
80	防災章	行政・地域や企業の防災の担当者か、担当した経験のある者。	
81	情報処理章	情報処理技術者 (A) か、IT 業務に従事し (B) 専門知識を有する者 (C)。	Aor (B&C)
82	情報通信章	情報通信技術者 (A) か、ICT 業務に従事し (B) 専門知識を有する者 (C)。	Aor (B&C)
83	ネットユーザー章	ネットリテラシーの教育に携わり、指導の経験を有する者。	

③ 技能章指導員・考査員と 地区とのコミュニケーション

スカウトたちに技能章の取得を奨励するためには、地区として、技能章指導員や考査員とのコミュニケーションをはかり、満足できるよい関係を保つように努める必要があります。特に、地区の進歩担当委員会は、次のことに配慮願いたいものです。

(1) 技能章指導員・考査員の研修の機会を設ける

地区の進歩担当委員会は、技能章指導員と考査員がボーイスカウト運動についての理解、技能章指導のあり方、考査の基準、考査の方法について理解を深めていただくため、研修への参加をお願いするとよいでしょう。一括、個別に行うなど方法はいろいろあります。また、ボーイスカウト講習会への参加もお勧めください。

また、技能章指導員や考査員へ、積極的に技能章に関係ある情報・資料を提供したり、県連盟・地区の広報誌を送付したりするなど必要なことです。「スカウティング」誌の購読をすすめるのもよいでしょう。

(2) 技能章指導員・考査員と連絡を密にする

技能章指導員や考査員と電話などで連絡をとることも、よいコミュニケーションを保つ方法として有効です。技能章の指導や考査にあたっての要望、疑問点・改善点などを地区として積極的にくみとることが望まれます。時間の面で過度の負担をかけていないか、経済的な負担をかけていないかなど、状況を把握し、場合によって調整しなければなりません。

さらに、技能章指導員・考査員から現行の考査細目について変更等があった場合には、指摘していただくことも大切です。(付表-5(4)参照)

このために、技能章指導員や考査員をいくつかのグループに分けて、地区の進歩担当委員が分担して、コミュニケーションをはかることが必要です。

(3) 感謝の意を表する

技能章指導員あるいは考査員としての任期が終わるときには、地区として、なんらかの形で感謝の気持ちを表わすことは、その労にむくいるために大切なことです。そうすることは、引き続いて技能章指導員や考査員をお願いするのにも有効でしょう。

地区または県連盟から、礼状や感謝状、記念品を贈呈するなどの方法があります。永年にわたって協力された場合には、県連盟に表彰を申請することもできます。

3. 技能章課目の指導

技能章課目の指導については、隊長は、必要に応じて技能章指導員をよきパートナーとして、委ねていくべきです。そのことは、技能章課目の指導を効果的に進めていく上に有益であるだけでなく、スカウトたちが各分野の専門家に接触することが、彼らの成長にとっても、大きな意義をもつからです。

技能章課目の指導は、スカウトに対して、次のステップで進められます。

(1) 技能章取得の希望を申し出たスカウトに助言を与える

隊長は、スカウト個人またはメンバーたちが、ある技能章の取得を申し出てくれば、快く対応します。そして、隊長はその技能章の意義をよく理解させるとともに、必要な助言を与えます。もし、技能章指導員や技能章審査員が得られない場合でも、それを理由に、スカウトたちを失望させることがあってはなりません。直ちに地区の進歩担当委員会と相談して必要な措置をとることです。また、進級課目の進捗との関係については、この機会に調整すべきで、進級課目を軽視して技能章の取得に傾斜するスカウトがいれば、これを是正するための指導と助言をします。

(2) スカウトに技能章審査員を紹介する

隊長は、技能章課目の指導に技能章指導員の協力を必要とすると判断した場合、スカウトに適切な技能章指導員を紹介します。スカウトが指導を受けるのに、できるだけ都合のよい人を選び出すことが大切です。この場合、技能章指導員・審査員名簿が役立つでしょう。隊長は、技能章指導員に対して、そのスカウトについてよく依頼しておくことです。なお、隊長はスカウトに技能章課目の指導を受ける態度を、事前に十分に認識させておきたいものです。

特別な指導を要しない技能章課目であれば、隊長は、そのスカウトに直ちに審査を受けるように勧めます。

技能章の取得は、スカウト個々の希望を基本としています。また、スカウトに個人差が大きいのが通常であることから、その指導は、スカウトと技能章指導員が1対1で行うことを原則としています。これは技能章指導員に過度の負担をかける利点もあるのです。

メンバーの全員がそろって、ある技能章の取得に挑戦するなど、多数のスカウトが指導を求めてきた場合、隊長は、地区の進歩担当委員会に申し出て、技能章講習会、技能章研究会などを開催してもらうことも1つの方法です。この場合でも個々のスカウトについて、要求されている基準に到達しているかどうかを、見極める必要があります。

(3) スカウトに、技能章指導員の指導日時の予約をとらせる

スカウトは、隊長より紹介された技能章指導員にあらかじめ電話等を利用して、都合をよく確認した上、訪問し、技能章課目の指導を受けるようにします。予約をとることは、必ず守らなければならない礼儀です。

(4) 技能章課目の指導に当たる

技能章課目の審査細目は、審査のために設定されているものですから、その技能章課目の指導の内容は、示された細目を大きく逸脱しない限り、その細目を軸に、基本の理解から、技能の習熟までと考えるべきです。

そのために、技能章によっては、時間を十分にかけて習熟させる必要があります。技能章課目の指導に、拙速は避けなければなりません。

また、技能に実力をつけさせるには、実物を用いて、ほんものを体験させることが望まれます。

スカウトが希望して自ら挑戦している技能章ですから、ある基準に到達するまでの間は、本人の自発活動を促すことが大切です。熱心のあまり、指導が押しつけにならないように、場合によっては技能章指導員にそうした配慮を願い出ることも必要でしょう。指導員からスカウトに課題を与えてもらって研究させるようにするのも一つの方法でしょう。

(5) 技能の完了についてみきわめる

技能章指導員に指導を委ねた場合、そのスカウトが技能章課目の審査を受けるにふさわしい能力を備えたことについて隊長に報告してもらうことが必要です。

(6) スカウトに技能章課目の審査を受けることを促す

指導完了を見極めたなら、隊長は、そのスカウトに遅滞なく、技能章の審査を受けることをすすめることが大切です。

4. 技能章課目の考査

1 技能章課目の考査の特徴

進級・進歩課目の考査においては、その責任者が所属隊長ですが、技能章課目の考査の場合には、それぞれの専門家である技能章考査員が当たるといことはすでにふれたところ

です。技能章の場合には、技能章考査員が個々の課目の考査において合格を認定すればよいので、面接は必要としません。

従って、合格について隊長が確認できさえすれば、所属団において技能章を授与することになっています。それだけに、技能章考査員の果たす役割は重要といえます。

2 技能章課目の考査実施の手順

技能章課目の考査を受けようとするスカウトに対して、支障なく実施できるように、隊長は、次のステップを理解して援助することが必要です。

(1) スカウトから技能章課目の考査の申し出を受ける

本人の申し出を待つばかりでなく、積極的に技能章課目の考査を受けるように導きます。また、技能章指導員から指導を完了した旨連絡をうけているスカウトには、遅滞なく考査を受けることを勧めることです。

(2) スカウトに技能章考査員を紹介する

この場合、隊長は技能章指導員・考査員名簿等を活用して、その考査にふさわしい技能章考査員を選ぶ必要があります。

技能章課目の考査は、スカウト個々に対して、修得できた細目から随時行うのが原則です。従って、地区の進歩担当委員会が、日時と場所を設定して技能章考査会の形で、同時に多数のスカウトに対して考査を行う方法などは例外のやり方です。

(3) スカウトに技能章考査員との予約をとらせる

技能章課目の指導を受けた場合と同じで、このことは、技能章考査員に対する礼儀です。

(4) 考査を受けるスカウトに対して援助する

技能章考査員の都合さえつければ、そのスカウトは、いつでもどこでも短時間で細目のいくつかについて考査を受けることができます。スカウトは細目の考査に合格したら、その都度、技能章考査員の確認を得ます。本書に記載されている技能章考査欄を利用して細目に合格の都度、技能章考査員の認証を得るようにすれば、その喜びが総ての細目の合格への大きな

励ましとなるでしょう。

(5) 考査の完了について、技能章考査員から報告を受ける

技能章考査員は、スカウトがすべての考査細目に合格したら、考査の結果を「合格」として隊長に通報する必要があります。万一、すべての考査細目に合格できなければ、「不合格」として、その事由をそえて隊長に通報します。通報にはいろいろな方法がありますが、確実にしかも早く隊長のところに到着することが大切です。また同時に、地区の進歩担当委員会は、技能章考査員から報告をうけることにより、技能章課目の考査状況を把握することができて、技能章取得の促進に資することができ、さらに、県連盟の進歩担当委員会に状況報告することが可能となります。

また、手続き上、隊長から技能章考査員への「技能章考査申請書」、技能章考査員から隊長への「考査結果通知書」、地区の進歩担当委員会への「考査結果報告書」「技能章考査細目についての通知書」をセットして1つの書式としておくとう便利です。特に「技能章考査細目についての通知書」は、今後の課目内容の見直しのために、県連盟で集約し是非、日本連盟までご連絡ください。

(6) 記録と申請

隊長はスカウトが挑戦した技能章について、進級に必要な技能章および隊長認定が可能な技能章の計12個に関しては、新たに発行される「スカウト進歩手帳」に考査日付と考査サインを記載します。他の技能章は空欄に修得した技能章名と考査員名、考査日付を記載します。



8. ハイキング章		
考査細目	考査方法 合格年月日	認証
1) パトローリングの正しい方法と、その意味を説明する。
2) ハイキングの装備品一式一覧表を作成する。
3) ハイキングで観察物を3種類以上スケッチする。
4) 地形にやさしい野外活動をするために、ハイキングで用いられる地形図を説明できる(アウトドアカード)。
5) 道に迷ったときの対処の方法を説明できる。
6) ハイキングで野帳をつか、またその野帳によって地図図を作る。【前置課目3.スカウト技能5.歩道の3と共通】
7) ハイキングに適切な服装、用具、靴について説明できる。
8) 自然環境を利用した天気予報ができる。

考査細目のすべてに合格したことを証明します。

年 月 日 隊長 印

[] 章		
考査細目	合格年月日	認証

考査細目のすべてに合格したことを証明します。

年 月 日 技能章考査員 印

3 技能章課目の考査の方法

スカウトが技能章をつけることは、その技能が「実際にできる」ものであり、社会や他の人々に奉仕できることを公表するものです。従って、技能章課目の細目の考査は、**実地（その場で）あるいはそれに近い状況と方法で行うことを前提**としています。細目によっては、実施した記録や証明などを審査することになりますが、この場合でも、「実際にできる」ことを確認するという意味合いを忘れてはなりません。

技能章ごとに示されている細目について、指定された「考査方法」（右表）により考査を行います。

なお、各技能章課目の考査の方法ならびにポイントについては、この手引の第2部に一括して示してあります。実際の考査は、それらを活用して行ってください。

4 技能章課目の考査基準

ベーデン-パウエル卿は「隊長の手引」の中で、「技能章獲得についてわれわれが標準とするのは、ある知識や技能において一定の水準まで熟達するというのではなくて、そうして知識や技術を得るために、その少年がどんなに努力したかという点においているのである」と述べています。

このことは、すべての考査に当って、基本的に考えておかなければならないことです。

また、教育規定では、考査の基準について、次のように定められています。

7-34 考査の基準は、スカウトの年齢、知能、体力、特質、発育の程度及び生活環境によって一律に考えるべきではないが、いかなる場合もその最低基準線はこれを守らなければならない。

技能章の考査についても、技能章が特定分野の技能の修得を目的としている以上、考査の最低基準線というものは常に守らなければなりません。このことを通してむすかしい考査に合格したという喜びと自信が、その修得に誇りをもたせ、技能章の価値を高めます。しかし半面、技能章は完全な専門家の養成をねらっているものでもありませんので、基準を強調するあまり、伸びようとしているスカウトの芽をつんでしまうことになっては本末転倒です。技能章はあくまでも、興味をもたせ、努力させ、そして修得することの喜びが、さらに次の努力につながることをねらっています。考査による合格は、それぞれの技能への入門であり、あとに続く限りのない進歩を期待するものでもあります。

いすれにしても技能章考査員には、基準の維持に心がけていただくことが強く望まれます。

考査区分	考査方法	区分表記
実演	その場で実際に行う。	実
発表	調査・研究の報告、意見等をその場で発表する。	発
口述	その場で口頭により説明する。	口
記述	その場で筆記により説明する。	記
作品の提出	自作の作品を提出する。	作
計画書の提出	実演・実践等のための企画・計画書を提出する。	計
報告書の提出	調査・研究の経過とまとめた成果を報告書として提出する。	報
記録の提出	実際に行った活動等の記録を提出する。	録
証明書の提示	すでに得た資格・実績などの証明書を提示する。	証
話し合う	あるテーマについて、自分の意見をもって話し合う。	話

▶ 考査の方法の表記例

実演または口述： 実／口

実演及び口述： 実・口

実演後に口述： 実→口

5. 技能章の授与

1 技能章の交付申請

隊長は、技能章考査員からの通報によって合格を確認（隊長認定の技能章であれば認定）したなら、1 日でも早くスカウトに技能章を授与しなければなりません。

報告をうけた隊長は、直ちに事務手続きをして、団委員長に対して技能章交付を申請して、技能章を入手します。技能章の場合は、隊長が細目について再考査するなどは必要のないことです。権威ある技能章考査員の考査結果をそのまま受けとめ、団委員会の協力を得て、技能章を早く入手することが大切です。

なお、技能章の購入については、所属県連盟が指定する方法に従ってください。

2 技能章の授与のしかた

技能章の授与は団で行います。団あるいは隊の公的な場で授与されれば、授与されたスカウトの感激は大きく、努力して得た技能章に誇りと自信をもって、さらに次の進歩に励むようになるでしょう。また、技能章の価値を高めることになるので、他のスカウトたちにもよい影響をもたらすことになります。

技能章は、進歩記章と違って、多数のスカウトが数多く取得するものですから、授与の機会をできるだけ多く用意して、タイミングよく授与することが必要です。

3 技能章の着用について

技能章の着用については、教育規定 9-4-1、9-9-1 で定められているように、6 課目までは、班別章・ベンチャー認識章の下につけます。ただし、7 課目以上の場合は袖から外して、全てタスキに着用することに 2017 年の改定で変更になりました。（旧技能章も同様の扱いとなります）

当面は、進級デザインの技能章が混在します。タスキは右肩から左脇下にかけてます。（下図）



技能章指導員・考査員の推薦について（お願い）

地区プログラム委員会は技能章指導員・技能章考査員を補充する仕事をしています。班制度とならんで、スカウト教育の独特な方法である進歩制度の中に、ボーイスカウトおよびベンチャースカウトを対象とする「可能性の発見と自己開発」をねらった技能章が設けられています。スカウトたちは、多くの技能章課目から興味あるものに挑戦して、技能章を取得しています。このことをうまく進める鍵は、自分の経験または知識と時間を提供して、その課目の指導や考査を担当してくださる技能章指導員と技能章考査員の確保にあります。

つきましては、技能章指導員・技能章考査員に適した人々の推薦をお願いする次第です。

委員会では、推薦された人々の中から、必要に応じて、その役務に就任いただくよう手続きを進めます。

なお、技能章指導員は、スカウトたちが取得したいと選んだ技能章課目について、面談や実演を通じて、その技能を習得するように指導するのが仕事で、地区委員長より委嘱されます。

また、技能章考査員はスカウトたちが技能章に適格であるかを考査して、その結果を証明するのが仕事で、県連盟の連盟長より委嘱されます。

技能章指導員または技能章考査員としてご協力願える方を別紙「技能章指導員・考査員推薦書」にご記入の上、地区のプログラム委員を通じて、ご提出くださるようお願いいたします。

1. 野営章

☆ 隊長認定
 ◻ 菊章

考査細目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) 入団以来通算 10 泊以上のキャンプ (3 泊以上のキャンプに 2 回参加したことを含むこと、また自分が計画した班キャンプを含むことができる) に参加していること。	報	<ul style="list-style-type: none"> 報告書には期間、拍数、場所、隊班別、参加人数、活動内容の記載があること。その内容について説明させるのもよい。 3 泊以上のキャンプには、隊単位で参加したキャンポリー、ジャンポリーは含めることができる。 	
(2) キャンプ地を選ぶときの基本的な条件と自然環境を保護するための注意点を説明し、班キャンプにおけるサイト設計図を作成し、そのキャンプ地に合った班サイトを構築する。	口/記	<ul style="list-style-type: none"> 表にまとめさせたり、写真等を添付させるとよい。 サイト設計図は、テント、タープや必要な工作物等が配置されていること。(動線、風向き、方角等については、→野営管理章) 	
(3) 家型テントとドーム型テントを含む、代表的なテントを 3 種以上張り、特徴、用途を説明できること。	実→口	<ul style="list-style-type: none"> 単にテントを張るのではなく、実際の配置であること(方位、風向き、地形)。 3 種のテントには、家型テントとドーム型テント(大型・小型)の他、シェルター、ツェルト等も可。 	
(4) フライ付き家型テントを正しく張り、昼と夜、晴天と雨天、強風時に応じた綱の張り方ならびに支柱、ソドクロス、換気窓、扉の扱い、乾燥作業ができること。また、ドーム型テントの強風時および雨天時の対策、乾燥作業ができる。	実	<ul style="list-style-type: none"> テントの張り方、たたみ方の順序については、基本的な手順による。 それぞれのテントの各部の名称を正しく覚えていること。 乾燥作業については、テントに無理な負担をかけない、汚さないことも考慮する。 	
(5) 木、竹などの材料を用い、正しいロープ結びを用いてキャンプ生活に必要な用具や設備、立ちかまどを含む 3 種以上を製作すること。	実/報	<ul style="list-style-type: none"> 結索法の応用に主眼を置く。実用的で長期のキャンプの使用に耐えるものであること。 報告書には、作品の写真や図を添付してあること。 	
(6) キャンプの衛生について、次の各項に分けて説明ができること。 1 湿気の防止と乾燥作業の必要性とその方法 2 寝るテント内に食品を貯えることの有害な理由 3 キャンプサイトにハエを発生させないための対策	口/記	<ul style="list-style-type: none"> 衛生を確保するという観点が必要。 原因→観察・分析→予想・推理→対策(→実行→結果)→考察の手順を踏むとよい。 	
(7) 夜のキャンプサイトにおける正しい明かりの取り方を理解していること。また、ホワイトガソリン、灯油、ガス、乾電池を使用するキャンピング灯火を 3 種類以上使用した経験があり、取り扱い上の注意事項・特徴・手入れの方法が説明できること。炊事用コンロの正しい取扱いが説明できること。	実→口/記	<ul style="list-style-type: none"> 明かりの取り方には、安全面から明暗差や設置方法、虫対策等を含む。 キャンピング灯火の取り扱いについては、実演による。また、予想される事故と安全対策の説明が必要。 炊事用コンロについても、キャンピング灯火同様に、ホワイトガソリン・ガスを使用するコンロについての取り扱いの実演を有することが望ましい。 	
(8) 2 泊以上のキャンプに必要な個人携行品を身につけて点検を受けること。	記→実	<ul style="list-style-type: none"> 個人携行品のリストを提出させる。 バックへの収納(パッキング)、及び正しい背負い方(フィッティング)を実演する。 	

2. 野営管理章

★ 考查員認定
 □ 富士章

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 野営計画時において次の項目について点検し、点検報告書を作成する。 1 キャンプ地の選定（水質検査を含む） 2 食料および燃料の手配 3 便所とごみ捨ての衛生処理 4 班サイトの立地条件（炊事場・かまど配置条件を含む） 5 現地における緊急対策	報	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全なキャンプを確保するという観点が必要。 1：表にまとめさせるとよい。 2：現地調達の可否、輸送、必要数、（非常時対策含む） 3,5：現地の状況、対応など 4：サイト設計図は、動線、方位・日照、風向き、地形（仮定）等の要素が説明されていること。 	
(2) 朝と夜の点検の重要性和心構えについて説明し、朝と夜の点検の各点検項目表を作成し、それをを用いて実際のキャンプにおいて点検を行い、報告する。	□/記 →報	<ul style="list-style-type: none"> 夜の点検と朝の点検の目的及び方法の違いを明確に。 	
(3) キャンプ中に起きるかもしれぬ突発事故（例えば急病、火災、盗難、虫害、風水害など）がおきた場合の処置について説明できること。	□/記	<ul style="list-style-type: none"> 隊や班（グループ）内の役割分担とその任務や具体的な動き。 自衛手段、一時避難（時機・タイミング、場所、方法、持ち物等）の策定。 団・隊本部との連絡、警察・消防等への連絡とその手段。 	
(4) 次のキャンプ用具の格納、保管に当たり、行うべき処置を知ること。 1 テント、フライシート 2 グランドシート 3 ペグ 4 工具 5 炊具 6 ロープ類	実→ □/記	<ul style="list-style-type: none"> 長く初期状態を維持し、大切に使うという観点で課題の意図を汲む。 実演には、家形テントを用い、ポイントを説明する。 保管については、保管場所の環境整備にも触れさせる。 	
(5) 水辺または水泳プログラムを有するキャンプの安全管理につき、特に注意する点を説明できること。	実	<ul style="list-style-type: none"> 沢、川、湖沼、海、磯等での危険要素を確認させ、その予防策を説明させる。 水泳プログラムについては、キャンプの実施時期、日課、安全確保の方法、についても説明させる。 	
(6) キャンプにおいて朝礼、スカウトタウン・サービス、キャンプファイアを計画、実施し、それぞれの意義について説明する。	実・□ →記	<ul style="list-style-type: none"> 朝礼、スカウトタウン・サービス、キャンプファイアそれぞれの意義及び意図を理解し、それ具現化した企画書、実施計画書を作成、実施した報告を提出する。 	
(7) 隊、地区または県連盟など 1 個隊以上の規模で行われるキャンプ、または常設キャンプ場の管理に通算 3 昼夜以上奉仕した経験があり、その奉仕記録または報告書を提出する。	録/報	<ul style="list-style-type: none"> 奉仕の意味を理解していることが前提となる細目である。 報告書には隊長の証印が必要。 報告書の内容について説明させるのもよい。 	

3. 救急章

★ 考查員認定
 ◆ 準章

考査細目	考査方法	考査のポイント	備考																																																																															
(1) ボーイスカウト救急法講習会もしくはそれに準ずる救急法講習会を修了する。ただし、次の講習会の場合では、ボーイスカウト救急法講習会の一部細目を履修することができる。これからの講習会で履修できなかった細目については、別途考査を受け、合格すること。	証	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボーイスカウト救急法講習会細目</th> <th colspan="2">日本赤十字社</th> <th colspan="2">消防署</th> </tr> <tr> <th>救急法講習</th> <th>救急員養成講習</th> <th>普通救命講習</th> <th>上級救命講習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 救急法の基本</td> <td>(2)(3)</td> <td>(2)(3)</td> <td>(2)(3)</td> <td>(2)(3)</td> </tr> <tr> <td>2. 心肺蘇生法</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. AED</td> <td>(1)(2)</td> <td>(1)(2)</td> <td>(1)(2)</td> <td>(1)(2)</td> </tr> <tr> <td>4. 止血法</td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. ショック</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 食中毒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 一酸化炭素中毒</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 熱中症</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 頭部外傷</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. 骨折、捻挫</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. きず等</td> <td>(2)ア～オ</td> <td></td> <td></td> <td>(2)ウ</td> </tr> <tr> <td>12. 動・植物による被害</td> <td></td> <td>(2)(3)(5)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 搬送法</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14. 救急要請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	ボーイスカウト救急法講習会細目	日本赤十字社		消防署		救急法講習	救急員養成講習	普通救命講習	上級救命講習	1. 救急法の基本	(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)	2. 心肺蘇生法	○	○	○	○	3. AED	(1)(2)	(1)(2)	(1)(2)	(1)(2)	4. 止血法		(1)		○	5. ショック		○			6. 食中毒					7. 一酸化炭素中毒		○			8. 熱中症					9. 頭部外傷		○			10. 骨折、捻挫		○			11. きず等	(2)ア～オ			(2)ウ	12. 動・植物による被害		(2)(3)(5)			13. 搬送法		○		○	14. 救急要請	○	○	○	○	
		ボーイスカウト救急法講習会細目		日本赤十字社		消防署																																																																												
			救急法講習	救急員養成講習	普通救命講習	上級救命講習																																																																												
		1. 救急法の基本	(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)																																																																												
		2. 心肺蘇生法	○	○	○	○																																																																												
		3. AED	(1)(2)	(1)(2)	(1)(2)	(1)(2)																																																																												
		4. 止血法		(1)		○																																																																												
		5. ショック		○																																																																														
		6. 食中毒																																																																																
		7. 一酸化炭素中毒		○																																																																														
		8. 熱中症																																																																																
		9. 頭部外傷		○																																																																														
		10. 骨折、捻挫		○																																																																														
		11. きず等	(2)ア～オ			(2)ウ																																																																												
		12. 動・植物による被害		(2)(3)(5)																																																																														
13. 搬送法		○		○																																																																														
14. 救急要請	○	○	○	○																																																																														
(2) 隊の救急箱を整備し（未整備品、充足、不足物品のリストアップ含む）、そのチェックリストを提出する。	報	・ボーイスカウト救急法講習会で行ってよい																																																																																
(3) 県連盟、地区単位で設置される救護所の奉仕や隊活動、キャンプでの救護係を通算 5 日以上担当し、その報告書を提出する。	報	・報告書には隊長に認印を要する。																																																																																

〈参考〉 ボーイスカウト救急法講習会細目

1 救急法の基本

次のことについて説明できる。

- (1) ボーイスカウト救急法の意義 (2) 傷病者の観察
 (3) 応急手当ての流れ

2 心肺蘇生法

- (1) 心肺蘇生法の手順を説明できる。
 (2) 気道内異物除去の意義を説明し、正しく実演できる。
 (3) 気道確保の意義を説明し、正しく実演できる。
 (4) 人工呼吸法の意義を説明し、マウス・ツー・マウスによる呼吸吹き込み法を正しく実演できる。
 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）の意義を説明し、正しく実演できる。

3 AED（自動体外式除細動器）

- (1) AED の適応を理解し、説明できる。
 (2) AED 使用の手順を説明できる。
 (3) AED が作動しない心臓の状態と、そのような状態の時には何をしなければいけないのかを説明できる。

4 止血法

以下の止血法の説明ができ、出血の状態に適した止血法がそれぞれ実演できる。

- (1) 直接圧迫止血法 (2) 止血帯止血法

5 ショック

ショック状態の徴候と、予防のための手当てを説明できる。

6 食中毒

食中毒について説明し、その予防と手当ての方法を説明できる。

7 一酸化炭素中毒

一酸化炭素中毒を説明し、その予防と回避する方法を実演できる。

8 熱中症

熱中症の種類とその予防、応急手当てを説明し、実演できる。

9 頭部外傷

頭部打撲時の症状と注意事項を説明できる。

10 骨折、捻挫

次の部位の骨折、捻挫、打撲に対し身近な道具を用い、創意と工夫で正しい応急手当てができる。

- (1) 鎖骨 (2) 上腕 (3) 前腕 (4) 大腿骨
 (5) 下腿
 (6) 人さし指 (7) 手首・足首の捻挫 (8) 四肢の打撲

11 きず等

- (1) きずの種類と応急手当てについての一般的注意事項を説明できる。
 (2) 日常遭遇しやすい次のような場合の応急手当てができる。
 ア 鼻血 イ 目のちり ウ やけど
 エ 指の切りきず オ 立ちくらみ カ 腹痛

12 動・植物による被害

以下の生物による被害の予防と応急手当てを説明できる。

- (1) スズメバチ刺傷 (2) 毒ヘビ咬傷
 (3) イヌ咬傷 (4) ムカデ咬傷 (5) ウルシ接触性皮膚炎

13 搬送法

傷病者を搬送する方法を一人法で 3 通り、二人法で 2 通り、三人法で 1 通りが実演できる。

また、急造担架を作り、担架で運ぶ時の注意を説明し、その担架で実際に運ぶことができる。

14 救急要請

電話で救急車を要請する時の必要事項を説明し、通報を実演する。

4. 野外炊事章

☆ 隊長認定
 □ 菊章

考査細目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) 戸外で、あり合わせの材料を用いて、地面を掘らない方法で、3種以上のかまどを作ること。また、常設かまどの正しい利用方法と注意点を説明できること。	実・口	<ul style="list-style-type: none"> 地面を掘らないかまどについては、実演するか報告書（写真、図示、安全性、確実性を明記）する。 常設かまどについては、借用手続、使用方法、後始末を含んで説明する。 	
(2) ホワイトガソリン、灯油、ガスを使用するキャンピングストーブ（コンロ）と自然保護の関係について理解していること。また、1機種以上のキャンピングストーブを使用して炊事をした経験があり、取扱上の注意事項・特徴・手入れの方法が説明できること。	実・記／口	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護の関係については、地球規模（石油枯渇、CO₂地球温暖化等とバイオマス等）と地域的（焚火による影響等）について説明する。 キャンピングストーブによる炊事・手入れの方法を実演し、取扱上の注意事項・特徴を説明する。その際、予想される事故及び予防策の説明が必要。 	
(3) マッチに防水加工を施し、携帯用の防水容器に入れて提出すること。 (◆1級章課目3.スカウト技能(1)キャンピングの③と共通)	作	<ul style="list-style-type: none"> 実際に作成し防水容器と防水マッチを提出する。 	
(4) 班の炊事係として、次の野外料理を作ること。 1 食用野草を含む野菜料理 2種以上 2 牛、豚、鶏などの肉料理 2種以上 3 塩干魚および生魚の料理 2種以上 4 小麦粉を用いたダンパー、またはツイスト	実	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの料理を作るための材料調達、準備、手順、レシピ等の実施計画書の提出。 料理を実演する。 	
(5) 川などの自然水を使用するときの簡易ろ過装置を図解し作成する。また、ろ過後の水および生水の滅菌ができること。	実・報	<ul style="list-style-type: none"> 自然水を使用するに当たったの水質上の危険要因・因子を挙げ、その除去方法について理解した上で、簡易濾過装置によって除去できるものを把握することが前提となる。 その上で簡易濾過装置を設計し作成する。 細目には「滅菌」とあるが、飲用・調理用または雑用水として適するために、滅菌を含めて実際に除去すること。（濾過装置の作成と除去の記録の提出） 	
(6) 非常食（簡易食品を含む）5種をあげ、その扱いを知ること。	口／記	<ul style="list-style-type: none"> 「非常食とは何か」を明確にすることが前提。（行動食と混同しないこと） 近年は防災に備えた家庭での非常食も良く耳にするが、「野外炊事章」という観点からは、キャンプやハイキングでの非常食と考えても差し支えない。 実際に非常食を提示させ、説明させてもよい。 	
(7) 炊事用具の正しい使用と管理ができ、次の項目が実演できること。 1 包丁を用いて、料理に応じた野菜の切り方、魚の3枚おろし。 2 使用した炊事用具で食中毒を引き起こさないための衛生管理方法。	口→実	<ul style="list-style-type: none"> 「管理」とは衛生管理、安全管理、材質管理、手入れ、防犯管理等が考えられる。 1：用途に応じた包丁の使用を考慮。 2：食中毒の原因は、炊事用具だけではない。ここでは、器具だけでなく手の消毒や調理用の使い捨て手袋の使用にも触れるとよい。 	

※従来の「炊事章」は、2017.9.1付で、「野外炊事章」となりました。

5. 公民章

☆ 隊長認定
 ◆ 富士章

考 査 細 目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) 次のうち、1 つを選んで説明する。 1 国民の権利、義務、責任 2 民主主義と基本的人権 3 日本国憲法の三大原則	記/口		
(2) 地球環境問題について 1 つ取り上げ、自分には何ができるか説明する。	記/口		
(3) 日本がどのような国際貢献をしてきたか、また今後求められる国際貢献について説明する。	記/口		
(4) ボーイスカウト以外で地域に貢献する団体を調べる。	報		
(5) 国において市民権とはどういう意味か調べ、どうすればこの国において良き国民となれるか隊長と話し合う。	話 (隊長)		
(6) 新聞等の報道の中から「平和」・「人権」に関する記事を 1 つ選び、概略をまとめる。	報		
(7) 郷土の歴史、伝統行事、文化遺産について調べ、報告書を提出する。	報		
(8) 隊長の助言を得て、地域社会での指導的立場にある人を訪問し、仕事や任務について学び、集会で話す。	発		

6. パイオニアリング章

★ 考查員認定
 □ 準章

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 8の字しばり(または三脚しばり)を用いて、丸太等で三脚を組み立てる。	実	• 丸太のサイズに合った太さのロープを使用して実演する。	
(2) 角しばりと筋かいしばりを用いて、丸太材で台形橋脚(斜め材2本入り)を組み立てる。	実	• 丸太のサイズに合った太さのロープを使用して実演する。	
(3) ロープを強く張るための結びを知り、2種以上の方法を実演する。できれば、滑車を使った場合の方法を知り実演する。	実		
(4) 次のいずれか1種を選び、これを構築する。 1 100kg以上の荷や人を積めるいかだ 2 幅30cm以上、長さ3m以上でリュックを背にしたスカウト1人ずつが安全に通れる軽架橋 3 頂上でスカウト1人が安全に作業できる高さ4.5m以上の信号やぐら	実	• (5) → (6) → (7) → (4)に順にそれぞれ認定を得ながら行う。	
(5) (4)で選んだ工作物の設計図を作成し、使うロープの種類、使用するロープ結び等を説明し、資材リストを作成する。	計・ □/記	• 使用する材料、ロープの荷重強度を計算し、力学構造的に安全な設計図を作成する。	
(6) (4)で選んだ工作物の模型を作成し、作業計画書を作成し、作業手順が説明できる。	作→計→ □/記	• 模型のサイズは問わないが、使用するロープ結びが施されていること。	
(7) (4)で選んだ工作物を構築する場合の作業安全計画書を作成し、作業にあたっての安全対策が説明できる。	計→ □/記	• 構築物及び作業員の安全対策が具体的に織り込まれている作業安全計画書であること。	

7. リーダーシップ章

☆ 隊長認定
 □ 菊章

考 査 細 目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) 班長または次長（ベンチャースカウトの場合は議長またはチーフ）として、6か月以上、隊運営に携わる。	録	• 運営に携わった記録を提出する。	
(2) 班の係（ベンチャースカウトの場合は隊または活動グループ）において、それぞれの役割について説明できる。	口／記	• 班（活動グループ）を運営するにあたって必要となる係を挙げ、それぞれについてその役割を挙げる。	
(3) 他のスカウトの進級に向けて、スカウト技能を指導する。	口→実	• 他のスカウトに「進級」に向けて指導するにあたって、何をどのように、そして何に配慮して、どのような結果（役に立つか）を求めて指導するかを述べ、指導計画を作り、実際に指導する。（「進級に向けて」の意図する部分を外さない。）	
(4) 傾聴について知り、仲間の意見を理解する。	報	• 聴く側の3要素として「共感的理解」、「無条件の肯定的関心」、「自己一致」を理解した上でね仲間の意見をどのように理解したかを報告させる。	
(5) コミュニケーションに関する書籍を読み、自分の意見を隊長と話し合う	話（隊長）	• コミュニケーションとは、共に目的地に向かうことであり、共有することであり、そのプロセスは「キャッチボール」であることへの理解を深めさせる。	

8. ハイキング章

☆ 隊長認定
◆ 1級章

考 査 細 目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) パトローリングの正しい方法と、その意味を説明する。	報→実	・パトローリングとは何かを理解していること。	
(2) ハイキングの装備携行品一覧表を作成する。	報		
(3) ハイキングで観察物を3種類以上スケッチする。	実		
(4) 地球にやさしい野外活動をするために、ハイキングで何ができるかを説明できる(アウトドアコード)。	□/記		
(5) 道に迷ったときの対処の方法を説明できる。	□/記 →実		
(6) ハイキングで野帳をつけ、またその野帳によって略地図を作る。 (◆1級章課目3.スカウト技能(5)計測の③と共通)	実		
(7) ハイキングに適切な服装、雨具、靴について説明できる。	□/記		
(8) 自然環境を利用した天気の前測ができる。	□/記・ 実		

9. スカウトソング章

☆ 隊長認定
◆ 1級章

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 「君が代」と「連盟歌」を正しく歌える。	実	• 正しくとは、メロディ、リズムに注意しながら、楽譜どおりに歌えるということ。歌い出しのキー(音)を正しく。	
(2) スカウト歌集から10曲以上、スカウトソングを歌える。	実	• スカウト歌集には、スカウトソングの他にスカウト活動で歌ってもらいたい歌も掲載されている。それと混同しないように。	
(3) セレモニーで連盟歌の指揮を正しく行う。	実	• 弱起(4拍目)で歌い始める。特に「フレ、フレ、フレ」の次の「Jスカウトわれらの」の「ス」の入り方を間違えないように。 • セレモニーという条件が付いているということは、歌う人のために指揮をするという点を明確にし、分かりやすい指揮であることが求められる。	
(4) 5曲以上のスカウトソングを歌唱指導することができる。	実	• (1)(2)の主旨を理解して歌唱指導ができること。	

10. 通信章

☆ 隊長認定

考 査 細 目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) 100m 以上離れた 2 点で手旗の送受信ができる。	実	<ul style="list-style-type: none"> • 字数が示されていないということは、少なくとも 1 級章課目(3)6 ①以上の技能を有していること。 	
(2) 号笛または旗を用いたモールス信号で 10 文字程度の文章の送受信ができる。	実	<ul style="list-style-type: none"> • 	
(3) 追跡記号を 10 種以上覚える。 (◆ 2 級章課目 3. スカウト技能(6)通信の②と共通)	□/記	<ul style="list-style-type: none"> • 	
(4) 300m 以上の距離に追跡記号を設置し班員を誘導する。	録・実	<ul style="list-style-type: none"> • (3) で覚えた追跡記号を使用する。 	
(5) 救難信号の種類と使い方を説明する。	□/記	<ul style="list-style-type: none"> • 遭難信号ともいう。通信の「SOS」、通話の「メーデー・メーデー・メーデー」、その他の方法がある。 (参) https://www.wdic.org/w/WDIC/SOS (通信用語の基礎知識) http://www.ichikawa6.com/info/camp_word/ka/post_36.html (市川第 6 団) 	

11. 計測章

☆ 隊長認定

考 査 細 目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) 自分の身体や身近にあるものを用いて簡単な計測を行う。 (◆2 級章課目 3. スカウト技能(1)と共通)	実		
(2) ロープに 1m 刻みの目盛りを施し、計測に使える。	実		
(3) 100m の距離を誤差 5% 以内で歩測する。 (◆2 級章課目 3. スカウト技能(5)計測の①と共通)	実		
(4) スカウトペースで 2km を 15 分で移動する。 (◆2 級章課目 3. スカウト技能(5)計測の②と共通)	実		
(5) はかりや計量器を使わずに、1 合の米、1ℓの水を 15% 以内の誤差で測る。 (◆2 級章課目 3. スカウト技能(5)計測の③と共通)	実		
(6) 自作の簡易測量器具を使い、樹木などの高さを誤差 10% 以内で測る。 (◆2 級章課目 3. スカウト技能(5)計測の①と共通)	作・実		
(7) 簡易測量法を用い、到達できない 2 点間の距離（長さ、高さ）を誤差 10% 以内で測る。 (◆2 級章課目 3. スカウト技能(5)計測の②と共通)	実		
(8) 計測を取り入れた集会を計画、実施を行う。	計・実・報	・班長会議に諮った後、実施すること。実施後に報告書を隊長に提出。	

12. 観察

☆ 隊長認定

考 査 細 目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) 食用植物、有害植物をそれぞれ2種以上見分ける。 (◆2級章課目3.スカウト技能(4)観察の①と共通)	実		
(2) 24個の小さなものを1分間観察し、そのうちの16個以上を記憶によって覚える。 (◆2級章課目3.スカウト技能(4)観察の②と共通)	実		
(3) ハイキングで観察物を3種以上の方法(写真、スケッチ、拓本、採取など)で記録する。 (◆1級章課目3.スカウト技能(4)観察の①と共通)	実/録		
(4) 樹木5種類以上をスケッチまたは写真で記録し、特徴を述べる。 (◆1級章課目3.スカウト技能(4)観察の②と共通)	録→口		
(5) 北極星の発見方法を知り、北極星を発見できる。また、5つの星座を発見できる。 (◆1級章課目3.スカウト技能(4)観察の③と共通)	実		
(6) 身近にいる動物(ほ乳類・鳥類・魚類など)について観察し、報告する。	報	(参) 大学生のための動物園で行動観察 https://www.tokyo-zoo.net/zoo/tama/watching_sheet/img/pdf.pdf	

13. 水泳章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 水泳初心者に対して行うべき注意を知り、準備運動およびバディ・システム（2 組法）を指導できること。	□→実		
(2) 500m 以上を泳ぎ続けること。（場所と時間は制限せず）	実		
(3) 外出着（上着、ズボン、シャツ、ソックス）および靴を 20 秒以内に脱ぎ、水中に飛び込むこと。	実		
(4) 岸、船、栈橋などにより水中に飛び込むときの注意につき説明すること。	□		
(5) 岸より 5m の水底にある 4kg の物体を水底に潜り、泳ぎながら岸まで引き上げること。	実		
(6) 溺者を発見した際、自分の水泳能力とそのときの状況に応じてとり得る処置を説明し、これを実演すること。	□→実		
(7) 水泳後の健康、衛生につき、説明すること。	□/記		
(8) 50m を 55 秒以内で泳ぎ得ること。	実		
(9) ライフジャケットの効力、浮力（自分の体重は何キロの浮力のライフジャケットであれば浮くか）、正しい着用の仕方を調べ、これを実演すること。	□→実		

14. 案内章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 自宅を中心とした地域内（市街地 1km～村落 3km）にある次の各施設の方向、距離及び所要時間（徒歩、自転車、公共交通機関）を示し、人を案内できること。 郵便局、郵便ポスト、電信電話局、公衆電話、駐在所、幼稚園、学校、図書館、病医院、薬局、寺、神社、教会、公園、停留所、旅館、自転車・自動車の修理所、ガソリンスタンド、浴場、消火栓、火災報知器、橋、おもな商店、工場などの構築物または施設	□/記 →実		
(2) 地域内外にある次の各施設の方向、距離及び所要時間（徒歩、自転車、公共交通機関）を示し、人を案内できること。 県庁、市区町村役所、警察署、消防署、公民館、保健所、駅、主要幹線道路（国道）、高速道路の入り口、空港	□/記 →実		
(3) 自宅を中心に半径 1km～3km の方向に (2) 及び (3) にあげた任意の施設へ、徒歩で行く場合の略図を描き、目標物・危険箇所及び次の地物を出来るだけ書き入れて提出すること。 池、沼、河川、鉄道、港湾、踏切、堤防、坂道、道路（種別）、バス路線、船着場	作		
(4) 自分の住む市町村の産業、文化、交通上の特徴をふまえて、自分なりの観光ガイドマップを作成し、実際に案内できる。	作		
(5) 次のアまたはイについて報告書を提出する。 ア 居住地付近及び隊本部付近を除く、任意の市街地または集落を含む地域において、行程 8km 以上の踏査を行い、前記案内章の (2)、(3) 及び (4) の考查細目に相当する案内書を作成し、スケッチ、写真案内地図、その他、参考資料を添付して提出する。 イ 次のいずれか 1 つについて踏査を行い、その実施計画作成上十分参考となる程度の報告書（交通の便、距離、時間、スカウト活動に利用し得る地形、地物の状況その他）を作成提出する。 ア) カブ隊ピクニックコース イ) ボーイ隊ハイキングコース ウ) ボーイ隊のキャンプ地 エ) ベンチャー隊の移動キャンプコース	報		

15. エネルギー章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 第 1 次エネルギーの種類をあげ、その現状について説明すること。	□/記		
(2) 水力、火力及び原子力による電気エネルギーの原理を知り、それぞれの長所短所について述べること。	□/記		
(3) 家庭を中心とした熱エネルギー（給湯・暖房など）についてその製造方法の概要と供給経路を知ること。	□/記		
(4) ソーラーエネルギー（直接・間接）について説明すること。	□/記		
(5) ソーラーエネルギーシステムなどエネルギーの簡易変換利用装置を製作し、その仕組みについて説明すること。	作・計・報		
(6) 原子力、風力、太陽、海洋、地熱・バイオガスなど未来におけるエネルギーの供給に関して自分の考えをまとめ、また実用的なものを調べて報告すること。	報		
(7) 君の家または町で見られるエネルギーの浪費の実例 10、及びエネルギー利用による汚染があれば、事例 5 つをあげ、それらをなくす提案をすること。	報		
(8) 「われわれはなぜエネルギー資源の保護・開発をするのか」について、隊や班で話す。	発（隊・班）		

16. 介護章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 各種障がい（高齢による機能障がいを含む）について正しい基礎知識を持ち、簡単に説明すること。	□/記		
(2) 次にあげる援助を正しく行えること。 ア 車椅子利用者を段差・階段等において安全に導き、バスやタクシーの乗降を補助する。 イ 白杖利用者のサインを知り、道路・駅・店等において安全に誘導する。 ウ 聴覚障がい者に、30分以上の会合の内容を正しく伝達する。 エ 要介護者の食事について、適切な援助ができる。 オ 要介護者の身体をきれいにし、身じまいよくすることができる。	実		
(3) 障がい児・者等介助を必要とする人とキャンプ・ハイキングなどを共にする場合の必要な援助について述べること	□/記		
(4) 障がい児・者・高齢者への奉仕活動、または交流に参加し、そのときの状況、話題、感想などを隊長に報告すること。	報		
(5) 介護・介助を必要とする人と共に生きる社会を作っていくために、自分がなし得ることについて考えをまとめ提出すること。	記		

17. 看護章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) ボーイスカウト看護法講習会、もしくはそれに準ずる看護法講習会を修了して考查に合格すること。 〈参考〉ボーイスカウト看護法講習会細目 1. 病気の兆候をみる (1) 体温の測り方 (2) 脈拍の測り方 (3) 呼吸の見方 (4) のどの見方 (5) 症状の観察 (6) 看護の記録 2. 感染を予防する (1) 感染症とは (2) 手の洗いかた (3) エプロンの使いかた (4) 吐物・排泄物の処理 3. 症状を和らげる (1) 体を温める (2) 体を冷やす (3) 湯たんぽ、氷まくら、氷のうなどの使いかた (4) 薬の管理と与えかた 4. 気持ちよく楽に寝かせる (1) 快適な病室・寝具の条件 (2) 姿勢・体位の変えかた (3) 病人・看護者の体への負担と注意事項 5. 身体を清潔に保つ (1) 体のふきかた (2) 着衣の換えかた (3) シーツの換えかた (4) 口の清潔 (5) 髪の手入れ 6. 食事を食べさせる (1) 栄養と食事 (2) 食事の進めかた 7. 心をケアする (1) 看護を必要とする人への接しかた (2) 心の症状 (3) 話の仕かた、話の聞きかた	証		
(2) 活動中に発生した次のような場合の看護について説明できる。 ア 発熱 イ はき気・嘔吐 ウ 腹痛 エ 便秘 オ 下痢 カ 頭痛 キ 乗物酔い	口／記		
(3) 隊の救急箱を整備し（未整備品、充足・不足物品のリストアップを含む）、そのチェックリストを提出する。（救急章と共通細目）	録		
(4) 県連盟、地区単位で設置される救護所の奉仕や隊活動、キャンプでの救護係を通算 5 日以上担当し、その報告書を提出する（救急章と共通細目）	報		

18. 手話章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 聴覚障がい者が社会生活を営む上で生じるハンディキャップを4つ以上あげ、それを改善する方法について述べること。	□/記		
(2) 耳栓等を用い、ろう・難聴の状態です1時間勉強する、テレビを見る、家の近くで用事をするなど日常生活をしておこった問題、その対応などについて体験を報告すること。	報		
(3) 手話の特徴、構造及び表現様式について説明すること。	□/記		
(4) 日常の交際または偶然の機会に聴覚障がい者と手話で会話し、そのときの状況、話題、感想などを簡単に報告すること。	報		
(5) 手話通訳（口話も含む）にあたっての姿勢（心がまえ）について説明すること。	□/記		
(6) 聴覚障がい者の福祉について、自分が今後なにをしようとしているか考えを示すこと。	記		

19. 世界友情章

★ 審査員認定

考 査 細 目	審査方法	審査のポイント	備考
(1) スカウト運動の始まりを簡単に述べ、世界事務局へ登録している国々を 30 か国以上、地図上で示すこと。	口		
(2) 次のことからについて研究し、簡単な報告書を提出すること。 ア 5 か国以上の外国の地理、歴史、民族および文化 イ 3 人以上の外国の国家的英雄、偉人 ウ 国連憲章と世界人権宣言の主旨 エ 国連の組織、機構、機能及びおもな活動	報		
(3) 15 か国以上の外国旗を描き、その各々の制定の由来、象徴されている精神などについて、簡単に報告すること。	作・報		
(4) 5 か国以上の外国スカウト章を描くか、または収集して提示すること。	作		
(5) 外国スカウトと外国語で 3 か月以上文通し、相互理解と友情の促進に努力し、3 回以上便りのやりとりがあること。(さしつかえないかぎり、便りを審査時に提示する)	作(便り)		
(6) 上記(5)の外国語について、興味あることからをテーマにして資料を収集し、研究結果を簡単に報告すること。	報		
(7) スカウトとして、世界友情にどのように役立つことができるかにつき、自分の考えを簡単にまとめて提出すること。	報		

20. 通訳章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 文部科学省認定実用英語技能審査基準の3級以上に合格するか、またはそれと同等の実力を有すること。	証		
(2) 英語による通訳、説明などを求められる次の場合を想定し、「自分の英語で」作文し、口頭で発表すること。 ア 道案内 イ 買物 ウ 簡単な紹介・伝言 エ 掲示文の大体の説明 オ 祭り、行事、品物などの説明	実		
(3) ラジオの英語放送を継続して聞き、ニュース・解説・天気予報・スポット・アナウンスメント・ドラマなどのうち、3つ以上の内容を理解し得た範囲で、日本語でかいつまんで報告する（翻訳ではない）。報告書には聞いた日時、番組名を記入すること。	報/実		
(4) 簡単な日記を継続して英語で書き、さしつかえない部分を考查時に提示すること。 〈※ 英語以外の言語については、上記の「英語」部分を他の言語に置き換えた上で、上記と同等と判断される細目を履修する。〉	作		

21. 点字章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 視覚障がい者が社会生活を営む上で生じるハンディキャップを4つ以上あげ、それを改善する方法について述べること。	口/記		
(2) アイマスクを用い、全盲状態で次のア、イの体験をすること。 ア 家の中で日常生活をする。 イ 安全確保のための補助者を伴い買い物に行く。	録		
(3) 点字の五十音（清音・濁音・半濁音・拗音・長音を含む）を覚え、点字板を使って7日間以上の日記または隊キャンプ等の活動の記録を書く（打つ）こと。	録		
(4) 視覚障がい者の福祉について、自分が今後何をしようとしているか、考えを示すこと。	記		

22. 園芸章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 野菜 3 種以上、草花 3 種以上、果樹 1 種以上の栽培経験があること。	報		
(2) 野菜類について、次の経験があること。 ア 種子の発芽テスト 5 種以上 イ 大根等、野菜類の乾燥保存法 2 種以上	報		
(3) 草花類について、次の経験があること。 ア 繁殖法（種まき、つぎ木、さし木、株分け等）2 種以上 イ 水揚げ法	報		
(4) 果樹類について、次の経験があること。 ア 移植管理、せん定整枝 イ 繁殖法（種まき、つぎ木、さし木等） ウ 果実の貯蔵用加工法	報		
(5) 肥料の 3 要素を説明し、野菜、草花、果樹に適した施肥表を作成すること。	□→作		
(6) 園芸用具 5 種以上をあげ、その使用法、手入れ法を説明できること。	□/記		
(7) 野菜、草花、果樹の病虫害 3 種以上をあげ、それぞれの防除薬剤についての使用法、注意点を説明し、病虫害防除作業の経験があること。	□・報		
(8) 自給肥料を作り、使用した経験があること。	報		

23. 演劇章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 演劇の起源、歴史を述べること。	□/記		
(2) 戯曲を読み、その「ねらい」を説明すること。	□/記		
(3) 日本と外国の「古典」に属する演劇を見て、あら筋とその感想を述べること。	報		
(4) 演劇を成立させるために、どのような役割があり、それぞれにどのような係わりがあるかを説明すること。	□/記		
(5) 演劇について、次のいずれかの体験をもっていること。(上演時間 15 分以上) ア 主題を選び脚本を創作する。 イ 与えられた脚本に従い、演出または舞台監督をする。 ウ 配役の 1 人として出演する。 エ 美術・衣装・照明・音響のいずれかをプラン、あるいはオペレートする。	□・報		

24. 音楽章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 基礎的読譜ができること。	実		
(2) スカウト歌集の中から、30 曲以上を正しく歌唱できること。	実		
(3) 歌唱指導のための基礎的指揮ができること。	実		
(4) 日本古来の楽器及び曲について各々 3 種類以上知ること。	□/記		
(5) 楽器で任意の楽曲が演奏できること。	実		
(6) 音楽史上重要な作曲家について調べ、その代表作品を鑑賞し、自分の意見・感想等をまとめ、提出すること。	記		
(7) 楽曲の基礎を理解し、1 曲以上を創作すること。	□/記 →作		

25. 絵画章

★ 審査員認定

考 査 細 目	審査方法	審査のポイント	備考
(1) 次の内、4 種以上を選んで作品を作ること。 ア ペン イ 水彩 ウ 鉛筆 エ パステル オ 油彩 カ テンペラ キ その他	作		
(2) 自分の好きな画家または絵画について知り、文章にまとめ提出すること。	報		
(3) 作品を 2 回以上展覧会に出品、または投稿した経験を有すること。	報		

26. 華道章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 活け花の起源と歴史、様式の変遷を簡単に説明すること。	口／記		
(2) 指定された花材について、次のことができること。 ア 切り方 イ 水揚げ ウ 携め エ 留め	実		
(3) 自分の流派の基本の花型を用いて3つ以上の作品を提出すること。	作／実		
(4) 四季の代表的な花材を各々3つ以上あげ、その特徴について述べること。	口／記		
(5) 活け花の展覧会（花展）等に行って、実際の作品を鑑賞すること。	報		
(6) 作品を2回以上、発表会等に出品した経験を有すること。	証		

27. 茶道章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 茶道の起源及び歴史を簡単に説明すること。	口／記		
(2) 次の基本動作ができること。 ア お辞儀 イ 襖の開閉 ウ 立ち方、歩き方 エ 帛紗の扱い方 オ 茶器、茶杓のふき方 カ 茶筥通し キ 茶碗のふき方 ク 茶杓の扱い方	実		
(3) 次の「客の作法」ができること。 ア 席入りの仕方 イ 薄茶、菓子のいただき方 ウ 道具の拝見の仕方	実		
(4) 薄茶の点前ができること。	実		
(5) 野点の設営方法を知ること。	実		

28. 写真章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 自分の使っている写真機に適する同調発光器について、種類、名称、発光特性とシャッター開度との関係を説明すること。	□/記		
(2) 普通の露出計の原理と、その取扱い上の注意事項を説明すること。	□/記		
(3) 示された作品5種について、撮影、印画、処理、構図、照明、採光、その他の観点より、批判し優劣の順位をつけること。	実		
(4) 3か月以上の団、隊の活動の写真記録を作成し、団内に発表すること。	作		
(5) 作品を2回以上展示会に出品、または投稿した経験を有すること。	報		

29. 書道章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 中国及びわが国における書の変遷と現代の書の動向について述べること。	口／記		
(2) 20 字程度の漢字仮名まじり文を選び、楷書・行書及び草書で書いた作品を提出すること。	作		
(3) 漢字（楷書）の基本点画を初心者に正しく指導できること。	実		
(4) 書写の用具、用材について一般的な知識を有し、その正しい取り扱いができること。	口／記 ・実		
(5) 古典または現代書家の作品について、表現効果、造形要素、制作の意図などの観点から鑑賞し、その感想を述べること。	記		
(6) 作品を 2 回以上展示会に出品した経験を有すること。	証		
(7) 団または地域社会での行事で使われる立看板、式次第などを作成すること。	実		

30. 竹細工章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 竹材の種類と特性、用途が説明できること。	実・口		
(2) 竹細工用の道具の種類とその使用法、手入れ法を知ること。	口/記		
(3) 次の作品を作ること。 ア かご、またはざる 1種以上 イ 花筒、鳥かご、虫かご、すだれ 1種以上 ウ 竹の玩具 2種以上 エ 竹で作った楽器 2種以上	作		

31. 伝統芸能章

★ 審査員認定

考 査 細 目	審査方法	審査のポイント	備考
(1) 自分の地域において継承、保存されている民俗芸能*をあげ、その内容、由来、特徴などについて説明すること。 〈* その地方の社会一般の人々により伝承されている習俗としての芸能で、いわゆる各地方の年中行事を含む。〉	口／記		
(8) 自分の地域の民俗芸能のうち1つを選び、それを演ずることができ、その保存に参加していること。	実／録		

32. 文化財保護章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 文化財保護法に規定する「文化財」の意味を知り、それを保護する 必要について説明すること。	□/記		
(2) 自分の地域内（市町村）で国・都道府県及び市町村によつて指定さ れている文化財を歴史博物館・美術館等で実際に調べ、その概要について説明すること	報・□		
(3) 次の 4 つの内から 1 つを選び、それができること。 ア 有形文化財 (ア) 建造物、絵画、彫刻、工芸品のいずれかの部門を選び、自分の県内におけるその部門の国宝・重要文化財・登録文化財を实地調査し、レポートを提出する。 イ 史跡 (ア) 自分の地域内における史跡をいくつか訪問し、それに関する史実を調べて、それぞれの時代に与えた影響についてレポートを提出する。 ウ 天然記念物 (ア) 特別天然記念物の名称 5 つをあげ、それについて説明する。 (イ) 自分の県内における国の天然記念物の名称をあげ、その所在地、特徴などについて説明する。 (ウ) 天然記念物の保護について、自分の地域内または県内の天然記念物の保護を目的とするポスターを作成し、適当な場所に展示して啓発を促す。 エ 埋蔵文化財 (ア) 縄文・弥生・古墳各時代の土器及び縄文・弥生各時代の石器の特徴についてレポートを提出する。 (イ) 古墳時代各期の特徴と古墳各部の名称をまとめて、説明する。	報 作 (ウウ) □/記 (エイ)		
(4) 地形図等を参考に昔と今の違いをまとめレポートを提出する。	報		

33. 木工章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 木材 10 種以上を見分け、その特徴と用途を知ること。	実・口		
(2) のこぎり、糸のこぎり、かんな、のみ、小刀、きり、ドライパー、金づち、ペンチ、釘抜きを正しく使用でき、その手入れと保存を実行していること。	実		
(3) 木材の接合（貼り付け、釘付け、簡単な接手仕口）ができること。	作		
(4) 次のうちからそれぞれ 1 つを作品として提出すること。（塗装を含む） ア 簡単な机、椅子、本箱、書棚 イ 筆箱、筆立、本立、額縁、はし箱、すずり箱	作		

34. 安全章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 隊または班の安全係を3か月以上担当し、隊(班)キャンプにおける衛生ならびに危険防止の係になった経験を有すること。(安全係はスカウト活動及び一般戸外運動における危険防止を担当する)	報		
(2) 2泊以上のキャンプにおけるプログラム及び野営生活での危険を予測し、発生すると思われる事項を想定し、その対策について説明できること。	□/記		
(3) 自家における危険なものを処理すること。特に火災の原因となる物を列挙し、その保管方法及び処理方法を説明すること。	報		
(4) 自家各部屋の電気コンセント及びガス栓に接続されている器具について説明し、安全に使用されているか、その問題点を説明する。	□/記		
(5) 漏電やガス漏れ事故の原因を説明すること。	□/記		
(6) 常に自家の周辺の危険物及び危険箇所を調べ、その処理改善方法が説明できること。	報		
(7) 自家、学校または、勤務先、電車、バスなどで地震または火災が起こったときの避難場所、及び正しい避難方法を知り、これを説明すること。	□/記		
(8) 歩行者を円滑に誘導、交通整理奉仕した経験、またはその能力を有すること。	報		
(9) 身の回りで起こり得る危険なことについて、その時の状況、処置(判断)、予防方法について説明できること。	□/記		

35. 沿岸視察章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 水路図誌（海図と水路書誌）の概要が読めること。	□／記		
(2) 居住地を中心とする（あるいは任意に選んだ）沿岸 6km にわたり、水路図誌を参考に、または土地の人々の協力を得て、次の事項を調べ、略図を添えて、簡単な報告書を提出すること。 ア 海岸線の大体の状況 イ 5 ヒロ（約 9.15m）以内の浅瀬線、岩礁（水深 2m 以下の暗岩及び洗岩など）の所在 ウ 潮流の方向、干満の差 エ 舟艇の安全な接岸点及び避難場所 オ 灯台の位置、名称、灯質、灯色、周期、光達距離、及び霧信号の種類 カ 浮標、灯浮標の種類、形、塗色及び設置位置と目的 キ 無線局の種類、位置、名称、電波の種類と周波数 ク 水難救済所の所在地、電話番号及び緊急通報の要領	報		
(3) 航行中の船舶及び水泳者などに潮流、岩礁、浅瀬の危険を通知する方法を知ること。	□／記		
(4) 1 時間沿岸を監視し、航行する船舶の種類、数量、航向、時間、旗旗及び当時の潮汐、風向などを記録し、報告すること。	報		
(5) 暴風警報、気象通報の標示を識別できること。	□／記		
(6) 国際船舶救難信号について常識を有すること。	□／記		

36. 家庭修理章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 家具、建具などの破損箇所を、2 回以上修理した経験があること。	報		
(2) ア 障子の切り張りとは張り替えができること。 イ 網戸の網の張り替え、または壁の修理をした経験があること。	報		
(3) 家庭の刃物類（大工用具、炊事用具）を研ぐことができ、その手入れと安全な保存を怠らないこと。	実		
(4) 家屋内外の掃除と手入れを少なくとも 1 か月続け、手入れ、修理記録を提出すること。	録		
(5) 自己の住居の電気、ガス、水道及び排水について主要な器具、装置の種別、構造、配置ならびに機能を調査、理解し、それらの小破損の修理、または故障の応急手当ができること。	報		
(6) モルタルの作り方、使い方、ハンダ付けに必要な材料と工具の使い方、及び接着剤の使用法を知り、これを用いて修理または、工作を行った経験を有すること。	報		
(7) 塗料（水性・油性）により、家具または家屋内外を塗装した経験を有すること。	報		

37. 環境衛生章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 環境衛生の意義を知ること。	□/記		
(2) 日常の掃除を自発的に行い、道路・駅前など公共の場所の清掃や町の美化活動、再資源化活動に積極的に参加すること。	報		
(3) 蚊、ハエ、ゴキブリ、ネズミ、その他人間に害を与える動物、虫等 5 種類について、次の説明ができること。 ア 種類と発生場所 イ 生態と習性 ウ 伝播するウイルス エ 繁殖力 オ 駆除法	□/記		
(4) 家庭内でできる簡便な消毒法及び下水、水たまりなどウイルスの発生源となる場所の消毒法について説明し、その使用薬剤を知ること。	□/記		
(5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で指定された、次の病気に関して、主な症状、伝染経路を知ること。 ア 細菌性赤痢 イ 腸管出血性大腸菌感染症 ウ 破傷風 エ つつが虫病 オ 日本脳炎	□/記		
(6) キャンプにおける用便、ゴミ処理ならびに食糧保管について、衛生上注意する点を知り、実際に 1 班が使用するのに十分な便所、ごみ穴を作った経験があること。	報		
(7) 3 泊以上のキャンプにおいて衛生管理項目を作成し、隊長の承認を受けること	報		

38. コンピューター章・新

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 次のことができること。 ア コンピューターの歴史について説明する。 イ コンピューターの仕組み及びハードウェアとソフトウェアの違いとその役割について説明する。 ウ アナログ信号とデジタル信号の違いと、どこで使われているかについて説明する。 エ 10進法、2進法及び16進法について説明し、与えられた数字を3種の進数で表記す	□/記		
(2) 次のことができること。 ア 入力装置を4種類以上あげて、その特徴について説明する。 イ 出力装置を4種類以上あげて、その特徴について説明する。 ウ 記憶装置を4種類以上あげて、その特徴について説明する。 エ 各種ケーブル(端子)の種類を列挙し、どのような機器で利用されているか分類する。	□/記		
(3) プリンター・スキャナーなど、外部入出力装置を5種類パソコンに接続し、実際に使用できること。	実		
(4) パソコン内臓のメモリ・ハードディスクなどのハードウェアを交換できること。	実		
(5) 以下について方法を説明し、実演すること。 ・ OS をアップデートする ・ 添付ファイルを付けたメールを送受信する ・ 複数ファイルをひとつにまとめ圧縮し解凍する ・ データをバックアップする	実		
(6) 現代社会における情報・通信技術について以下を説明し、自身の見解を述べること。 ・ 一般社会での利用状況と人間生活との関連 ・ 学校での利用状況と学習向上にもたらす効果 ・ 依存することの是非	発		
(7) 新聞やインターネットの報道で、情報・通信技術に関する新しい技術を見つけ、内容・応用分野・今後の進展などを報告すること。	報		

▶ 考查の方法の表記例 実演及び口述：実・□ 実演して口述：実→□ 実演または口述：実/□

考查課目の全てに合格したことを証明します。

年 月 日 技能章考查員 _____ 印

コンピューター章は、2019.4に再設定されました。

39. 裁縫章

★ 審査員認定

考 査 細 目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) ファスナー（チャック）を取り付けた作品を製作すること。	作		
(2) 次の内 2 種類以上を裁断し、これを手縫いすること。 袋類（米袋、救急用品袋、食器袋、洗面用具袋、手旗袋、 ペグ袋、裁縫道具袋）、雑巾	実・作		
(3) 身近にあるミシンの使い方と手入れ法を知ること	口／記		
(4) ア 縮尺定などを用いて、採寸、製図の原則を知ること。 イ カギサキ、ボタンつけなど、簡単な補修ができる。	ア：口／記 イ：実		
(5) 掌革と帆縫針の使用法を知り、これを用いて次の内 2 種の 作業を行い、その成果を提出すること。 ア テント補修 イ リュックサック、またはハバザックの作製または補修 ウ 皮革製品の作製または補修	作		

40. 搾乳章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 乳牛（山羊）の取り扱い方を知り、説明できること。	□/記		
(2) 飼料の質と量が牛（山羊）乳の品質、生産量にどのように影響するかを知り、説明できること。	□/記		
(3) 牛または山羊の搾乳ができること。	実		
(4) 電気搾乳器の操作法を知り説明できること。	実		
(5) 乳の殺菌、搾乳用器具、装置の取り扱い上注意すべきこと がらを説明できること。	□/記		
(6) 乳の定日検査法を知り、これを実施した報告書を提出すること。	報		
(7) 乳の保存法を知り、二等乳のできる理由と、これを防ぐ方法を説明できること。	□/記		

41. 自動車章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 自動車運転免許証のいずれか 1 種を有すること。	証		
(2) 自己の所有、または使用する自動車について、使用前後の掃除、手入れ及び点検の順序、方法を説明し、これを実施し得ること。	実		
(3) 交通安全について、自分の考えをまとめ報告書を提出すること。	報		

42. 事務章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 約 3 分間、口述された事柄をまとめ、一般的な書式に従い通信文を作成すること。	実		
(2) 各種の書類、記録、情報（メモ、切抜き等）を活用しやすいうよう整理できること	作		
(3) 電話について、次の事項を説明できること。 ア 時報、天気予報、故障の問い合わせ イ 警察署、消防署への連絡 ウ 国際電話のかけ方 エ ファクシミリの使用法	口／記		
(4) 時刻表によって、次の事項を調査すること。 ア 指示された任意の地点間について、指定の時間に到着する列車の番号、発着時刻と所要時間 イ 同上の料金の算出（特急・急行・普通・グリーン車・寝台車等それぞれを利用した場合） ウ 示された出発時間及び到達地に対して最短時間で到着するコースと、列車番号、各発着時刻、所要時間	計／実		
(5) 道路地図などによって示された任意の地点間の交通経路と手段を立案できること。	計／実		
(6) 隊か班の記録係として、集会または行事の記録を 3 か月以上とり、報告書として作成し提出すること。	報		

43. 珠算章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 次に掲げる珠算検定試験のいずれか 1 つの第 3 級に合格すること。 ア 日本商工会議所主催の珠算能力検定試験 イ 社団法人全国珠算教育連盟主催の珠算検定試験 ウ 財団法人全国商業高等学校協会主催の珠算実務検定試験 エ 全国商工会連合会主催の珠算能力検定試験	証		
(2) 会計係として、班の会計または家計などの計算実務に 3 か月以上従事した経験を有すること	報		

44. 消防章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 一般家庭における火災の原因を3つ以上あげ、自宅の火元を点検し、点検漏れになりがちな所について説明すること。	□/記		
(2) 自宅にある防火用具と消火器材の使用法一覧表を提出すること。	作		
(3) 自宅、隊本部、自校及びその付近に火災が起こった場合、正確に消防署へ火災通報が急報できること。	実・ □/記		
(4) 自宅付近半径 100 m にある消火栓、あるいは消火に利用できる池、川を地図上に記載すること。	作		
(5) 山火事の多い季節（月名）とその原因を知り、山火事の消し方について説明すること。	□/記		
(6) 次のスカウト用具が出火または消火時、役立つ場合を説明すること。 ロープ、おのまたはなた、グランドシート、フライシート、毛布、笛、布バケツ	実		
(7) 消防署または経験者の協力を得て、小型消火器による消火訓練の経験があること	報		
(8) 昼夜を問わず、出火または延焼の場合に、いかに安全に家人を退避させ、貴重品を搬出するかの方法について、その計画を立案提出すること。	計		
(9) 次の場合を想定し、自己の安全と救出方法を述べ実演すること。 ア 火災または煙に包まれた家の中から脱出する方法 イ 幼老病者の救出法 ウ 衣服に火がついた者を救う法 エ 火煙中から失神した者を救い出す方法	実		
(10) 地震等の災害時の火元の始末について説明できること。	□/記		

45. 信号章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 手旗信号法を知り、野外の150m以上離れた2点間で正しい交信符号と手順を用いて、数字を含む150字の通信文を1分間35字の速度で発受し10字以上を誤らぬこと。	実		
(2) 任意の通信器具を自作し、実演すること。	作		
(3) 無線装置（トランシーバーなどの簡易無線、アマチュア無線などを含む）、携帯電話（メール交信も含めて）などの機能を説明し、正しい交信方法を実演できること。	口／記 →実		
(4) 次の信号の内、2種以上の信号内容を選択し了解し得ること。 道路標識、交通信号機、鉄道信号、航路標識、霧中信号	実		
(5) 防災時における非常サイレンの内容を了解し得ること。	実		

46. 森林愛護章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 灌木及び喬木それぞれの 10 種以上を識別し、その名称と特性を説明できること。	実→口		
(2) 用材となる植物 10 種以上を知り、それぞれの用途を述べること。	口/記		
(3) 森林愛護のための立札などを作り、標語、ポスターを作って掲示すること。	作→実		
(4) 森林を害する害虫と害獣を知り、その防除法を知ること。	口/記		
(5) 樹木の種子 3 種以上を採集し、たねまきした経験があること、または実生の採集、移植の経験を有すること。	報		
(6) 植林の経験（新植、間伐、下刈り、手入れのすべて）を有すること。	報		
(7) 森林被害の統計を調べ、その原因について考察すること。	報		
(8) 森林火災の予防措置と消火法及び森林火災発見に際してとるべき措置を知ること。	口/記		
(9) 「自然保護憲章」の概要を知り、説明できること。	口/記		

47. 洗濯章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 取り扱い絵表示を理解し説明できること。	□/記		
(2) 自分の下着類、靴下を洗濯し、ユニフォーム、ネックチーフやハンカチ等にアイロン仕上げができること。	実		
(3) 自宅の洗濯機の特徴を知り、使いこなせるか、実際に操作ができること。	□/記		
(4) ドライクリーニングと水洗いの違いについて説明できること。	□/記		
(5) 酸素系漂白と塩素系漂白の違いと使用方法を知ること。	実・ □/記		
(6) 汚れの種類を3種以上あげ、それに適したクリーニング方法を説明できること。	実・ □/記		
(7) 環境に適した野外での洗濯方法と使用石けん及び洗濯汚水の処理を考えること。	□/記		

48. 測量章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 歩測が誤差 5% 以内で正しく行えること。(草地、道路、砂礫地など地 表の状況が異なる 200m × 200m 以上の平らな場所で、それぞれあらかじめ定められた 2 点間を 3 回歩測し、誤差の平均が 5% 以内であること)	実		
(2) 簡易（見通し式）測量法を知り、相似三角形を利用して川幅が測定 できること。	実		
(3) 高さの測定法を 3 種以上知り、その内 2 つ以上を実演すること	実		
(4) 次の簡易測量器を自分で作り、実際に使用できること。 ア 仰角簡易測器および正切簡易測器 イ 厚紙（3cm × 31cm）に次の縮尺の目盛りを付けた簡易直定規を作成 1/ 200、1/ 250、1/ 500	作・実		
(5) ピタゴラスの定理を応用して、巻尺またはコンベックスを使って、直角を出す方法を熟知する。	口/記		
(6) 自分の家あるいは隊本部付近のおもな建物、鉄道、道路、その他目 標となる地物を含む 2km × 1km 程度の地域の実測図をコンパス、自製の測量器、歩測等を利用して作製（縮尺 1/1200 ~ 1/1500）し、野帳その他の資料を添えて提出すること。	報		
(8) トランシットを実際に操作し、歩測簡易測器で測量した結果との相違を知る。	実		

49. 測候章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 次のそれぞれの構造と用法を知ること。 ア 風向計 イ 温度計 ウ 気圧計 エ 風力計 オ 雨量計	□/記		
(2) 雷に関する一般知識、避雷について知識を有すること。	□		
(3) 少なくとも1か月以上、毎日同時刻に気温、湿度、雲向、雲量の観測を実施し、その記録を作ること。	録		
(4) 獣類、昆虫、鳥類、魚類、雲の状態を観察して行う天候の予測法を3種以上知ること。	録→ □/記		
(5) 風力の階級を知り、これを実際に判断し得ること。	□/記 →実		
(6) 気温と飽和水蒸気圧の関係、気候の関係及び高気圧、低気圧、各種前線について知ること。	□/記		
(7) 天気図を判読でき、自分で天気図を書き、簡単な解説をし得ること。	記 (天気図) 実(解説)		
(8) 天気予報が出されるまでの作業過程の概要を説明し得ること。台風、梅雨、霜、雷の発生原因と時期について知ること。	記		

50. 鳥類保護章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) その地方にすむ鳥類 10 種以上の名称、形態、習性を知ること。 (渡り鳥を含む)	□/記		
(2) 鳥類の保護、禁猟期及び、禁猟区についての法規を知ること。	□/記		
(3) 農業及び林業に害を与える昆虫、雑草の種、または野ネズミなどを捕獲、駆除する鳥類について、その 10 種以上の名称、形態、色彩、生態、分布を簡単に記述した表を作成すること。	報		
(4) 3 つの異なる生息地 (野原、林野、農地、沼沢、川岸など) のそれぞれにおいて、1 種以上の鳥の生態を観察し、写真またはスケッチを付した観察記録を作成すること。	録		

51. 釣り章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 釣りを釣り方及び釣り場所によって分類し、自分の得意とする釣りがどれに属するか、また、その理由について述べること。	□/記		
(2) 次のいずれか 1 つを選び、その釣り場で用いる釣り具、装備、釣り方、対象魚 5 種、ポイント及び餌について説明し、その釣りを実演すること。 ア 砂浜の投げ釣り イ 防波堤からの陸釣り ウ 船釣り エ 溪流釣り オ 清流釣り	□/記		
(3) ルアー及びフライを用いた釣りについて、釣り具（ロッド、リールなど）の代表的なものをあげ、各部の名称と、その手入れ法を説明すること。	□		
(4) サオ、道糸、針などの仕掛けによらないで他の道具を用いるか、道具にたよらない原始的な方法で魚をとらえることができること。	実/報		
(5) 適当な方法で魚 2 種をとらえて、それを見分けること。それらの 1 つはその場で放し、他の 1 つはきれいに調理したことを報告すること。	報		
(6) 釣りのモラル、釣り場の清掃、釣りに関連する法規、養殖、増殖など資源の保護、及び釣りの安全確保について話すこと。	□/記		

52. 溺者救助章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 水泳章を有すること。	証		
(2) 溺者を発見した際、ロープ等を溺者まで正確に届くように投げ得ること。	実		
(3) 次のことができること。 ア 順下とび イ 逆あおり泳法 ウ チンプル（あごの確保）	実		
(4) 次の方法により、仮想溺者に近接する方法を実演すること。 ア 後方近接法で溺者の背後に近接する イ 潜水近接法で溺者の脚部により、近接する ウ 溺者から抱きつかれたときの離脱方法を知ること（前・後とも）	実 □（ウ）		
(5) 次の方法により溺者を 10m 運ぶこと ア ヘヤーキャリーの方法で イ クロスチェストの方法で ウ ヘッドキャリーの方法で エ ロープで溺者の胸にまわして背部にもやい結び作り、そのロープをひいて	実・□		
※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。 ※ (3) (4) (5) については、日赤水上安全法救助員養成講習を修了するでもよい。			

53. 電気章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) ア オームの法則及び電力計算式を示し、電力、電圧、電流及び抵抗との関係を計算例によって説明できること。 イ 直流と交流の原理を知り、それぞれどのように利用されるかを説明すること。	記		
(2) 自家の電化製品 3 種以上を選択し、それぞれの消費電力を調査し、1 か月の使用電気量を計算できること。	報		
(3) ブレーカーの果す役割を知り、自分の持っている電化製品の電力量を算出すること。	報		
(4) 電気工事士法に示されている無資格者の取り扱い禁止事項を知り、説明できること。	実・口		
(5) 自家の電気配線、電気設備の状況を調査し、その配線図を正しい製図記号で描くこと。	報		
(6) 自家の電気製品の故障の部分を発見し、市販の部品等を使用して修理できること。	報・実		

54. 天文章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 次の事柄について一般知識を有すること。 ア 銀河系及び太陽系の概要 イ 惑星、恒星、流星、重星、変光星、星雲、星団、星座、ブラックホール ウ 日食、月食、太陽黒点 エ 天の赤道、黄道	□/記		
(2) 10以上の星座を知り、その所在を指示し得ること。	□/記		
(3) 太陽、月、星による方位発見法を5つ以上知ること。	□/記 →実		
(4) 星に関する神話または伝説を3つ以上知ること。	□/記		
(5) 地球につき次のことを説明すること。 ア 緯度、経度 イ 自転、公転 ウ 太陽暦、太陰暦、歳差 エ 潮の干満の原因と影響 オ 春分、秋分、冬至、夏至	□/記		
(6) 望遠鏡の構造と原理を知り、望遠鏡による天体観測記録を作り提出すること。	録		
(7) 日時計を作ること。	作		

55. 土壌章

★ 審査員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 酸性土壌の検出法 2 種以上について説明でき、その 1 種について実演すること。	□/記		
(2) 土壌の化学的成分を説明できること。	□/記		
(3) 湿土の取り扱いと改良法について説明できること。	□/記		
(4) 農耕地の土壌改良法 3 種以上をあげ、説明できること。	□/記		
(5) 次のうち 1 種について説明できること。 ア 農耕地または芝生の地力の劣化防止法 2 種以上 イ 荒地の再生法 3 種以上	□/記		
(6) 農耕地で 5 種の耕土を採取し、びん詰めとして標本を作り、採取の場所を記して提出すること。	作		
(7) 近隣の地形をもとに土壌の崩壊を防ぐプランを立案し、設計図により説明できること。	計		

56. 農機具章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 現在一般的に使用している農機具類の名称、使用法、手入れ方を説明できること。	□/記		
(2) 原動機付農業機械と同じ作業を人力または蓄力で行う場合と能率の差、機械化による功罪を説明できること。	□/記		
(3) 次の機器のうち3種以上の運転操作ができ、安全と保守管理の注意点を説明できること。 ア コンバイン イ 草刈機 ウ 耕うん機 エ 通風乾燥器 オ 自動田植機 カ 病虫害防除機 キ 揚排水ポンプ ク 脱穀機	実・□		
(4) 農機具の移り変りについて、レポートを提出すること。	報		
(5) 農機具の新案、改良の図面等を提出し、説明できること。	作・□		

57. 農業経営章

★ 審査員認定

考 査 細 目	審査方法	審査のポイント	備考
(1) 農業（畜産を含む）経営に必要な記録と帳簿について説明すること。	□		
(2) 納税申告の時期、方法及びこれに必要な証票、記録を整理し説明できること。	□/記		
(3) 農産物または畜産物を売り渡すときに必要な帳簿類の記入実例を学び、その一例について写しを作成提出すること。	報		
(4) 次のいずれか1つについて調査を続け、記録に基づいて報告書を作成し、説明できること。 ア 農作物（米、麦、野菜、果樹、飼料植物、その他の内1つ）の1年間の生産量と、直接生産に要した費用 イ 畜産物（鶏、卵、牛乳、豚、ウサギ、その他の内1つ）についても、6か月間の生産量と、直接生産に要した費用	報		
(5) 近隣で生産されている農作物、または家畜、畜産物のいずれか1種について、付近消費地での市場価格の変動をなるべく詳細に1年間継続記録して、報告書を作成提出すること。	録・報		

58. 簿記章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 次に掲げる簿記検定試験のいずれか 1 つに合格すること。 ア 日本商工会議所主催の簿記検定 3 級 イ 財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定 第 2 級	証		
(2) 決算書などを例示し、次のことを説明できること。 ア 流動資産と流動負債 イ 引当金 ウ 営業外損益 エ 固定資産と減価償却 オ 付加価値または仕訳帳	□		

59. 無線通信章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) アマチュア無線技士の資格があること。	証		
(2) 和文通話表により、電文を送話できるとともに、欧文通話表を用いてアルファベットを言えること。	実		
(3) 国内 10 局以上の交信記録と交信証 (QSL カード) 5 枚以上を提示すること。	録		

60. 有線通信章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 電気章に合格すること。	証		
(2) 電話機の構造と、その機能を説明し、正しい取り扱い方と、通話上の常識を心得ていること。	□/記		
(3) 和文通話表により、電文を送話できるとともに、欧文通話表を用いてアルファベットを言えること。	実		
(4) 外線を所容し得る任意の交換機について、主要部の機能を説明できること。	□/記		

61. 養鶏章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) ふ化法の原理を知り、親鶏によるふ化またはふ卵器によるふ化を試み、その記録を提出すること。	録		
(2) 給餌について、改良実験を行い、その報告書を提出すること。	報		
(3) 食用とする鶏の処理ができること。	実		
(4) 市場に出荷するための鶏、種卵、及び食卵の荷造りができること。	実		
(5) 鶏の害獣及び害虫の防御法と、一般傷病の予防法、手当法を説明できること。	口／記		
(6) 鶏ふんの利用法を説明できること。	口／記		
(7) 衛生的で、経済的な鶏舎を設計し、特に悪臭防止または除去法の注意点を説明できること。	計		
(8) ひよこを育て、その育すう日記を提出すること。	報		
(9) 産卵を6か月記録し、その報告書を作成すること。	録・報		

62. 養豚章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 豚の品種について次の3種を見分け、それぞれの特徴を簡単に説明できること。 ア 大ヨークシャー種 イ ハンプシャー種 ウ ランドレース種	□/記		
(2) 生後6か月までに与える豚の飼料について、1か月ごとの種類、配合、分量、1日の回数、及び給餌上の注意事項を記した給与表を作成すること。	作		
(3) 豚の体重を「体重簡易測定法」を用いて計量できること。	実		
(4) 仔豚登記と種豚登録の意義、その書類に記載することから及び提出時期、方法を説明できること。	□/記		
(5) 豚の次の病気について、それぞれの症状と予防法を説明できること。 ア 豚コレラ イ 日本脳炎 ウ 下痢 エ 寄生虫による病気	□/記		
(6) 豚舎(20～50頭収容)の設計図を書き、これに基づいて自分の考えを述べること。	作		
(7) 1頭以上の豚について、1か月間の観察記録を資料とした飼育日誌を提出すること。	録		

63. ラジオ章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 音声が電波として放送局から発信されて受信・再生されるまでの原理と、それぞれの装置の大意について説明できること。	□/記		
(2) 次の事項が説明できること。 ア AM イ FM ウ 中波と短波 エ VHF オ UHF	□/記		
(3) 低周波電流と高周波電流の特性について簡単に説明できること。	□/記		
(4) 次の事項について配線図をもとに作用を説明できること。 ア 同調回路 イ 周波数変換回路 ウ 中間周波増幅回路 エ 検波回路 オ 低周波増幅回路 カ 電力増幅回路 キ 整流回路	□/記		
(5) トランジスター、ダイオード、IC 等のおもな種類をあげ、それぞれの特性、用途を説明できること。	□/記		
(6) 市販の部品またはキットによって、ラジオまたはステレオアンテナ等を自作し提示すること。	作		

64. わら工章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 工作材料としてのわらの良否を見分ける要点を説明できること。	口/記		
(2) 手作業でわら縄をなえること。	実		
(3) 次のいずれか3種類について自作品を提示すること。 ア むしろ イ かます ウ 米俵 エ わら草履 オ わらじ カ わら靴 キ みの ク しめ飾り	作		

65. アーチェリー章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) アーチェリーの安全ルール及びエチケットについて説明できること。	□/記		
(2) 弓と矢について各部の名称、規格（弓の長さ・強さ、矢の長さ）を述べる。その他の用具（アームガード、クイバー、グラブあるいはフィンガータブなど）についても名称をあげ、使用法を実演できること。	実		
(3) 次のことができること。 ア アーチェリー用具の手入れと保管 イ 弓に弦を張り、弦にノッキングポイントを作る。 ウ 自分の弓に合う矢を6本作る。 エ 各種の矢について、その名称、用途、形状、材質などについて説明する。 オ 各種の弓について、その名称、用途、特徴を説明する。 カ 次の用語を説明する。 ボウ・ウェイト、ドロウ・レングス、ストリングハイトあるいはフィストミル、センター・ショット、アーチェリー・パラドックス、スタビライザー キ スパインについて説明でき、自分の体格と弓に適合した矢を選ぶことができる。	実（アキ） 作（イウ） □/記		
(4) 基本的な射の各段階（射法8節）について説明し、実演する。主なエイミングの方法（サイト、ポイント・オブ・エイム、ベアボウまたはインスティンクティブ・エイム）、及びアンカーの位置（ハイアンカー、ローアンカー、アパッチ射法）についても説明できること。	□/記 →実		
(5) アーチェリーの楽しみ方（ターゲット、フィールド、インドア、フライト、フィッシングなど）及び競技種目2種以上のルール（ターゲット/FITAラウンド、フィールド・ラウンド、インドア・ラウンドなど）について説明できること。	□/記		
(6) 自分の目指す種目において、標準以上の成績をとること。 ターゲット競技…30m、36射の合計200点以上（インドア18mでも可）を基準とする。	実・証		

66. オリエンテーリング章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) オリエンテーリングの意義を説明し、その歴史について述べる。また、ポイントオリエンテーリングとスコアオリエンテーリングの違いを説明できること。	□/記		
(2) 次のことができること。 ア 基本的な読図力を有すること。 イ 磁針の偏差の意味を説明する。 ウ 君が住んでいる地域の地形図に磁北線を引く。 エ シルバコンパスにより、バックベアリング、クロスベアリングができる。	□/記 実(工)		
(3) コースの設定に必要な条件及び注意事項について説明すること。	□/記		
(4) 都道府県オリエンテーリング協会・委員会などが主催するオリエンテーリング大会(少なくとも1つは個人の部に出場すること。他は「パーマナントコース」でもよい)3つに参加し、コースを記入した使用地図のコピーに自分のとったコース(赤線で)、各コントロール間の所要時間を記入した資料を添えて、レポートを提出すること。	証・録		
(5) 少なくとも5つのコントロールを有する2km以上の「ポイントオリエンテーリング」のコース、または制限時間を60分とする「スコアオリエンテーリング」のコースを考えて地図に記入し、「ポイント位置説明表」をそえて提出すること。	計・作		
(6) オリエンテーリングの基本的な技術を班や隊で指導できること。	実		
(7) オリエンテーリングで守るべきエチケットを説明できること。	□/記		

67. カヌー一章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 水泳章を有すること。	証		
(2) カヌーの歴史及び競技カヌーの種類について説明すること。	□/記		
(3) カヌーの標準装備（カヤック 1 人乗り・カナディアン 1 人乗り）及び付属品について名称をあげてその正しい使い方を説明すること。	□/記		
(4) 静水において K1（カヤック 1 人乗り）または C1（カナディアン 1 人乗り）を用いて次のことができること。 ア カヌーの正しい選び方。 イ 棧橋（船台）を利用して艇に乗り降りする。 ウ 45 度傾いた艇においてバランスをとり復元する。 エ 正しいパドルングで 50m 直進し、停止する。 オ 基本パドルングのうち、基本漕ぎ（直進）、逆漕ぎ（逆進）、引き漕ぎ（引きよせ）操作ができる。 カ 転覆した艇から脱出し、艇をおこし、パドルを入れ棧橋（船台）、プールサイドに艇を移動して水を出す。	実		
(5) カヌーの取り扱い、手入れ及び修理について説明すること。	□/記		
(6) 練習上の注意事項及び安全について説明できること。	□/記		
(7) 次のことを説明すること。 ア カヌーイストとしてのマナーと心がけ。 イ レーシングカヌー（静水オリンピック種目）とスラローム、ワイルドウォーター（渓流）の違い。	□/記		
※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。			

68. 自転車章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 自転車の構造と、各部の名称を知り、次のことができること。 ア マウンテンバイク、ミニサイクル、折りたたみ自転車等の特徴の説明 イ パンク、ペダル、ブレーキ、ハンドル、サドルの修理及び調整 ウ 乗車時の点検、空気圧のチェック、掃除及び注油等の実施	□・実		
(2) 道路上を走行するときに守らねばならない交通法規及び安全上の注意 点を知ること。	□/記		
(3) 示された地図により 4km を走り、与えられた課題の観察(ランニング・キム)と口授された簡単なメッセージを伝達すること。	実・報		
(4) 1 泊 2 日以上、往復最低 100km 以上にわたるサイクリング計画書、及び実施報告書を提出すること。(このコースの中に平地 30km の 2 時間での走破記録を含むこと)	計・録・報		

69. スキー一章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) スキー用具、服装について、手入れや保存法の注意点をあげ、説明できること。	□・実		
(2) スキーのエチケット、マナー及び安全対策について説明でき、次の事項が実演できること。 ア 凍傷、捻挫、骨折の応急手当て イ 雪上における負傷者の運搬（救急そりの作り方を含む）	□→実		
(3) 次の種目を実演できること。 ア ブルークボーゲン（20 m×100 m 平滑な中斜面） イ シュテム・ターン（20 m×100 m 平滑な中斜面） ウ パラレル・ターン（40 m×100 m 平滑な中斜面） エ 総合滑降（50 m×200 m 不整地を含む中斜面）	実		
※ 全日本スキー連盟バッジ・テスト2級検定以上に合格している者は、前記（3）の細目は合格とする。			

70. スケート章

★ 審査員認定

考 査 細 目	審査方法	審査のポイント	備考
(1) スケートの歴史を簡単に説明すること。	□/記		
(2) スケートの原理を述べ、スケート靴の選び方、はき方、及びブレードの手入れについて説明すること。	□・実		
(3) 次のスケート技術を実演すること。 ア 20m を 10 くらいのストロークで前進滑走し、ハの字型またはイの字型ストップピングで停止する。 イ 直径 3m くらいの半円を正しくキャーリングする。 ウ 直径 5m くらいの半円を前進のクロッシングをする。 エ 前進からバックへのターン、バックから前進へのターンをする。 オ 片足でバックスケータイングをする。	実/証		
(4) スピードスケート、フィギュアスケート、アイスホッケーの競技の概要を説明すること。	□/記		
(5) スケートリンク（室内、屋外）で守るべきマナー及び自然結氷の池や湖での注意事項、氷がわれて水中に落ちた時の処置について説明すること。	□/記		
※ 日本スケート連盟ブレイク・スケータイング・テスト B 級以上に合格している者は、前記 (3) の細目は合格とする。			

71. 漕艇章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 水泳章を有すること。	証		
(2) 艇の点検、整備の要点を知り、説明できること。	口/記		
(3) 櫂（かい）、櫓（ろ）、水竿及び爪竿（つめさお）の使用方法を説明できること。	実		
(4) 不意の風浪による転覆の防止法、浸水または転覆した場合の処置を説明できること。	口/記		
(5) 風雨警報の概要、及び遭難時の信号法が説明できること。	口/記		
(6) 技能章考查員の立ち会いまたは同乗のもとで、次のア、イを実施すること。 ア 2人乗りまたは3人乗り程度のボートを正しく漕ぎ、各辺50mの正三角形コースを右回り、左回りで各1巡する。 イ 多少の流水面または海上で、他船、栈橋または浮標などに防 舷物を使わずに横付け及び離脱ができること。さらに、もやい結び、ふた結びを用いて、艇をもやうこと。	実		
(7) 任意の艇で単独または他の者を伴って、1回5時間以上の航行を2回以上行い、その巡航日誌、記録を提出すること。	録		
(8) 自分の経験及び他から学習したことからに基づき、漕艇上の心得、艇の運用、保管上の注意をまとめ、報告すること。	報		
※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。			

72. 登山章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 世界及びわが国における登山の歴史について述べること。	□/記		
(2) 目的とする山を設定し、準備した 20 万分の 1 の地勢図及び 5 万分の 1 または 2 万 5 千分の 1 の地形図を読んで、登山計画書を作成すること。	計		
(3) ラジオ放送の気象通報によって天気図を作成すること。	実		
(4) 7 月下旬・4 泊 5 日・4 人のパーティー・山小屋利用を条件とする北アルプス縦走の登山準備表、及び食糧計画書を作成して、その要点を説明すること。	計・□		
(5) 歩行技術の基本について説明し、尾根歩き、沢歩き、やぶこぎ、ガレ場、雪渓、岩場など危険な場所を通るときの注意を指摘すること。	実・ □/記		
(6) 山小屋利用及びテント利用の生活で留意すべき点について述べ、不時露営の方法とすごし方を説明すること。	□/記		
(7) 山小屋利用の縦走登山（無雪期、中級山岳）5 回以上を実施した経験を有すること。	録		
(8) これまでの山岳遭難事故例を原因別にあげ、その予防と遭難時の処置について述べること。	□/記		
(9) 自然愛護の意義を知り、登山者として守るべき注意事項をあげて説明すること。	□/記		

73. 馬事章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 正しく乗馬、下馬すること。	実		
(2) 3種の歩度（なみ足、はや足、かけ足）にて乗御できること。	実		
(3) 牧草、野草、及び穀飼料の良否を判別できること。	実／記		
(4) 馬具の名称を知り、正しい塗油手入れができること。	口→実		
(5) 馬のスケッチ2種以上を描くこと。	作		
(6) 馬の水飼ができる季節と、作業の種類による適当な飼料調合、及び分量を知ること。	報		
(7) 馬の病気の兆候と四肢の故障を発見し、早期の応急手当を加え得ること。	口／記		
(8) 馬の狂奔の鎮め方と安全な馬けい法を知ること。	口・実		
(9) 蹄鉄を調べ、釘を締める方法と落鉄に対する応急処置を知ること	実・口		
(10) 平素及び使役後の馬体検査の要点を説明し、手入れを実演すること。（近づき方、検査の方法、足のあげさせ方、洗蹄、塗油を含む）	実		
※ 実演は乗馬クラブなどの証印があればよい。			

74. パワーボート章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 水泳章を有すること。	証		
(2) 2級小型船舶操縦士（総トン数5トン未満限定）免許を取得すること。	証		
(3) 海上衝突予防法について述べ、2つ以上の事例について各船のとるべき処置を述べること。	□/記		
(4) 海難防止の処置について設問に答えること。	□/記		
(5) 他船を曳航して最寄りの港に入港すること。	実/録		
(6) 船長として10海里以上の航海を行い、その記録を提出すること。	録		

※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。

75. ヨット章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 水泳章を有すること。	証		
(2) 帆走の原理について説明すること。	□		
(3) ヨットを帆装別、及び船体別に分類してその特長を述べること。 また、自分が用いるヨットの各部の名称をあげて、その機能を説明すること。	□		
(4) 海難防止のための基本的な事項、及び帆走前、帆走中において注意すべき事項について説明すること。	□		
(5) 仲間の協力を得て、次のことにより艇を帆走できることを示すこと。 ア 艇を艤装する。 イ ヨット・ハーバーまたは砂浜より発艇する。 ウ ランニング、ピーティング及びリーチングにより、指定されたコースを帆走する。 エ タッキング及びジャイビングにより方向転換する。 オ 艇を止めてアンカーを打つ。 カ ヨット・ハーバーまたは砂浜にもどったときに、すべての用具を点検し格納する。 キ 転覆によって艇から転落した人を救助する。 ク 座礁及び荒天の際にとるべき措置を説明する。	実		
(6) 次のことができること。 ア 次のロープ結びができ、その用途を説明する。 スクエアまたはリーフノット（本結び）、クラブヒッチ（巻き結び）、ツーハーフヒッチ（ふた結び）、もやい結び、8の字結び、ムアリングヒッチ（馬つなぎ）、ひとえつぎ、ショートスプライス イ ロープを巻きあげて、正しく収納する。 ウ ロープの端に索端止めをする。それが用いられる理由を説明する。 エ ヨットに用いられるロープの種類と、それに用いられる繊維の種類、長所短所について述べる。	実		
(7) ヨットとその用具を手入れし、年間を通じて保管する方法を説明すること。	実・報		

※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。

76. 武道・武術章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 武道・武術当該連盟初段以上もしくはそれに相当する試験に合格すること。	証		
(2) 武道・武術の精神をスカウト活動にいかすことについて説明できる。	口／記		

77. 環境保護章

★ 審査員認定

考 査 細 目	審査方法	審査のポイント	備考
(1) 環境保護の意義を知ること。	口／記		
(2) 地域における大気・水・土壌のいずれかの汚れに関する問題を認識し、それが地球環境とどのように関わっているかを、具体例を示し説明すること。	報		
(3) 日本国内の絶滅危惧種を、動物・植物についてそれぞれ2種類以上挙げ、その現状について説明できること。 また、地域の自然環境に対し、人間の活動がどのように影響しているか調べ、例を挙げて説明できること。	報		
(4) 地球環境に影響を与える有害物質を3種類以上挙げ、その危険性を減らすために、個人、グループまたは地域でできることについての提案をする。 現在具体的に取り組んでいる場合は、その内容（計画・実施・現時点での評価、等）を提示すること。	計／報		
(5) 国立公園などの自然や環境についての知識を深めることができる施設を訪問し、そこで学んだ内容についてレポートを提出する。 特に、その周囲の環境や生態系に影響を及ぼしている事項について具体的に示すこと。	録		
(6) 「持続可能な開発」について、次の点に留意し、内容を説明できること。 ・国際的にどのような取り組みが行われてきたか ・日本は現在までどのような取り組みを行ってきたか	報		
(7) 環境保護活動に取り組むための計画を立て、実施し、その結果を隊長に報告し承認を受けること。	計		

78. 報道章

★ 審査員認定

考 査 細 目	考査方法	考査のポイント	備考
(1) ジャーナリストの電気や自伝、評伝などを一冊読み、ジャーナリストの役割や社会的使命について考えを示すこと。	口/記		
(2) 地域の新聞社・支局や放送局を見学し、その役割について理解する。ジャーナリストの専門領域にどのようなものがあるか知ること。	口/記		
(3) 日本新聞協会の新聞倫理綱領を読み、メディアの役割とジャーナリストの独立性について説明できること。	口/記		
(4) メディアで働く人に面会し、ジャーナリストやメディア人として働く喜びや使命感などについて話を聞き、400字程度の記事にまとめて提出すること。	作		
(5) 地区や団の情報誌の企画を担当し、最低でもその発行に関わるか、定期刊行物がある場合は、編集や記事の執筆で中心的な役割を担った経験があること。	実・録		
(6) 県連盟や地区の広報責任者に協力して、スカウト活動やイベントなどを地域のメディアに売り込むか、ニュースリリースを作り、広報責任者に提案すること。	実		
(7) 県庁や市役所、企業の広報担当者を訪ね、仕事の概要とメディアとの関係などについて話を聞き、内容を報告すること(可能ならば記者クラブなどの見学を行うこと)。	録		
(8) 行政や企業、NPOの出したニュースリリースを一つ選び、どのような報道であったのか調べ報告すること。	報		

79. 薬事章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 薬の起源や歴史（生薬、抽出成分、化合物などの創薬の歴史）について調べ報告すること。	報		
(2) 次の薬の剤形について、それぞれの特徴（用途や使用方法など）が説明できること。 ア 錠剤 イ カプセル剤 ウ 散剤 エ 液剤 オ トローチ剤 カ 塗布薬 キ 貼付剤 ク 点眼剤 ケ 点鼻剤 コ 点耳剤 サ 吸入剤 シ 坐剤 ス 湿布剤	□/記		
(3) 次の用語について例をあげて説明できること。 ア 主作用、副作用 イ 相互作用（薬と薬、薬と飲食物） ウ 薬物アレルギー エ 用法、用量	□/記		
(4) 次の用語について説明できること。 ア OTC医薬品 イ 要指導医薬品 ウ 一般用医薬品（第一、二、三類） エ 医薬部外品	□/記		
(5) 薬物乱用防止について研究し、報告すること。	報		
(6) 症状にあった薬を選び、その理由を説明できること。	□/記		
(7) 医療品、医薬品が市場に出るまで（治療に使われるまで）の過程が説明できること。	□/記		
(8) 過去に起きた薬害について1例をあげて説明できること。	報		
(9) 薬用に用いることができる薬草になるものを列挙し、その内の1つについて実演すること。	□→実		

80. 防災章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 地震発生のメカニズムや日本で地震が多く発生する理由について説明できること。	□/記		
(2) 自宅や外出時における地震発生の際に適切な対応行動が説明できること。	□/記		
(3) 集中豪雨、ゲリラ豪雨（短時間集中豪雨）、土砂災害などの風水害発生時の初動について説明し、行動できること。	□→実		
(4) 自宅や学校、団本部などの減災対策が説明でき、準備すること。	□→実		
(5) 避難所運営の意義、必要性を知り、開設のプロセスを説明できること。	□/記		
(6) 自分が住む市町村の防災計画を調べ、説明できること。	報		
(7) 自治会、町会などの地域、行政が主催する防災訓練、避難訓練や初期消火訓練などに参加し、感想などをまとめること。	実→報		
(8) 自宅および活動場所から近隣の避難場所を探し、ルートを示すこと。	録		
(9) 身の周りの物を使って防災グッズを5点以上作り、提出すること。	作		
(10) 隊もしくは団で防災に関わる訓練プログラムを企画・計画し、隊長の承認のもとで実施すること。	計→実		

81. 情報処理章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 以下について説明できること。 ア オペレーティングシステム イ コンパイラーとインタープリターの違い。 ウ プログラミング言語を5種類あげ、特徴と用途。 エ クライアント・サーバーモデル。	口/記		
(2) 任意のプログラム言語で、以下のプログラムを作成し、実際に実行させる。 ア 整数Nを入力し、1行目 '*', 2行目 '**', 3行目 '***' ... のように、N行分、行番号の数だけの '*' を出力する。 イ 数人の名前がランダムに出力される「くじびき」を作り、 何度か実行した後、誰が何回選ばれたか集計を表示する。	実		
(3) 団行事（体験入隊会やバザーなど）のポスターやチラシを作成できること（文字だけでなく、イラストや写真などの図を含めること）。	実・作		
(4) プレゼンテーションソフトを利用し、団や隊の活動を発表する。	発		
(5) 表計算ソフトなどを利用し、出席状況・進級状況・会計などを、継続管理できる方法でまとめる。	実		
(6) スカウト活動を紹介する3分以上の動画を作成できること。	実		
(7) コンピューターやインターネットを活用した便利なサービス（情報検索・通販・各種予約・地図情報など）のうち1つについて、どのような仕組みで実現されているか調べ報告する。	報		
(8) コンピューターやスマートフォンなどを活用した新しいサービスを考案し、実際にシステムを構築するか、構築するのに必要なハードウェア・ソフトウェアについてまとめる。	計		

82. 情報通信章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) 以下について説明できること。 ア プロトコルの意味と、実際に通信技術で使われているプロトコルの方法（1 つ以上）。 イ 暗号化の意義と、実際に通信技術で使われている暗号化の方法（1 つ以上）。	□/記		
(2) 通信に関する次の用語について説明できること。 ア LAN イ WAN ウ ルーター エ ハブ オ DHCP カ ネゴシエーション キ ゲートウェイ ク Wi-Fi ケ IP アドレス コ ドメイン サ URL シ Bluetooth	□/記		
(3) セキュリティに関する次の用語を説明し、それぞれの対策や活用方法について説明できること。 ア パスワード イ コンピューターウイルス ウ ファイアーウォール エ SSL オ フィッシング カ デジタル証明書 キ 脆弱性	□/記		
(4) 各種ユーザ認証方法の特徴をあげ、長所と短所について説明できること。	□/記		
(5) 家庭内でインターネットに接続している機器をすべてあげ、それらがインターネットをどのように使っているのかを調べること。	報		
(6) 家庭内や団本部などで LAN を構築し、複数台のパソコンでファイルやプリンターを共有、インターネットを利用できるようにし、使用した機器や設置場所、機器とパソコンの設定状況について報告すること。	実→報		
(7) 任意のクラウドサービスの特徴をあげ、特徴を活かした利用方法と、利用上留意すべきことを説明できること。	□/記		
(8) 任意の Web サイトについて、使い勝手の良否やセキュリティ・著作権侵害などの問題を評価し、改善方法についてまとめて提出すること。	報		

83. ネットユーザー章

★ 考查員認定

考 査 細 目	考查方法	考查のポイント	備考
(1) スマートフォンでインターネットが利用できる仕組みを調べる。	□/記		
(2) 自身の利用方法や端末の設定を見直し、改善点を考える。	報		
(3) 検索エンジンを使用して、出題されたテーマの情報を実際に検索する。	実		
(4) 指定された2地点間のルートをインターネットの経路検索サービスを活用して求め、それに沿って正確に移動する。	実		
(5) 各種 SNS について、以下を説明できること。 ア 特徴と、特徴を活かした利用方法 イ 利用上留意すべきこと ウ スカウト活動での活用方法	□/記		
(6) SNS や Web サイトの閲覧、電子メール、公衆 Wi-Fi の利用における以下のセキュリティリスクと被害者および加害者にならないための防止策、発生した場合の対応について説明できること。 ア アカウントの乗っ取り・住所などの個人情報の漏洩、被特定被害・炎上 イ ウイルス感染による情報流出・メールや WEB サイトによる身に覚えのない料金請求 ウ 儲け話、出会い系サイトなどによる犯罪被害	□/記		
(7) インターネット利用における著作権違反で告発されるリスクをあげ、以下について具体的な防止策を説明できること。 ア 違法ダウンロード、アップロード・著作物の引用 イ インターネット上で入手したファイルの再利用	□/記		
(8) スカウト活動に役立つインターネットの利用として、指導者の許可を得て以下のいずれかを実際に行う。 ア SNS への PR 投稿（動画も含む） イ 団ホームページの立ち上げ、管理 ウ 活動計画（スケジュール）を団・隊内で共有	実		

考查区分	考查方法	区分表記
実演・実施	その場で実際に行う。	実
発表	調査・研究、取り組みの報告、意見等を発表する。	発
口述	その場で口頭により説明する。	口
記述	その場で筆記により説明する。	記
作品の提出	自作の作品を提出する。	作
計画書等の提出	実演・実践等のための企画・計画書, 設計図等を提出する。	計
報告書等の提出	事前に調査・研究をし、その経過やまとめ、成果を報告書として提出する。	報
記録の提出	実際に行った活動・観察等の記録を提出する。	録
証明書の提示	すでに得た資格・実績などの証明書を提示する。	証
話し合う	あるテーマについて、自分の意見をもって話し合う。 (隊長、隊、班)	話

